

第 26 回 武庫川流域委員会

議事録

日時 平成 17 年 10 月 7 日(金) 13:30 ~ 17:20

場所 いたみホール

黒田 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第 26 回武庫川流域委員会を開催させていただきます。

私、事務局の黒田です。よろしくお願いいたします。

本日は 21 名の委員の皆様にご出席いただいております。なお、池淵委員、畑委員、田村委員及び山仲委員につきましては、所用のため欠席でございます。

それでは、早速ですが、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、次第でございます。その裏側が配付資料の一覧です。それから委員名簿、その裏側が行政の出席者名簿、座席表、資料 1 が第 33 回運営委員会の協議状況です。資料 2 - 1 が総合治水ワーキングチーム会議の検討項目ということで、第 1 回から第 6 回までに検討した項目の一覧でございます。資料 2 - 2 が 9 月 22 日に開催しました第 5 回総合治水ワーキングチーム会議の協議結果です。一番最後に第 6 回総合治水ワーキングチーム会議の協議結果をつけております。これは、水曜日、10 月 5 日に会議をした分の協議結果でございます。資料 3 が河川整備基本方針と河川整備計画についての再整理というホッチスキドめのカラーコピーした分でございます。資料 4 - 1 が岡田委員からの意見書でございます。資料 4 - 2 が奥西委員からの意見書です。資料 5 - 1 と次の 5 - 2 がまちづくりワーキンググループからの報告書でございます。資料 6 - 1 から 6 - 4 までが環境ワーキンググループからの報告書でございます。資料 7 が住民の方からいただきました意見書が 2 件、ホッチスキドめしております。参考資料 1 としまして、降雨波形の関係の資料、3 枚物でございます。参考資料 2 が第 4 回総合治水ワーキングチーム会議の協議結果ということで、これは、前回ご報告させていただきましたが、資料が間に合いませんでした分を今回つけさせていただきます。それから、今回、4 回、5 回、6 回のワーキングチーム会議の協議結果を添付しております。ちょっとばらばらになってはいますが、よろしくお願いいたします。その後ろが、これも同じように前回添付できませんでした分、参考資料 3、第 32 回運営委員会の協議状況です。それから、緑のダム、森林の保水機能の関係で、リバーミーティングの特別企画として、公開勉強会を 10 月 17 日に開催する分の案内チラシでございます。一番最後が第 6 回ワーキングチーム会議の協議結果です。

資料につきましては以上でございますが、よろしいでしょうか - -。

それでは、次第の 2 番目の議事に移らせていただきます。松本委員長、よろしくお願いいたします。

松本委員長 では、今から第 26 回武庫川流域委員会の議事を始めます。

いよいよ前回第 25 回の委員会で、当委員会は、全体議事フロー A の流出解析を終えて、2 つの幅を持った基本高水を設定しました。そういうことで、議事フロー A をクリアしたわけでありませぬ。ただ、2 つの基本高水を設定しているということは、言いかえれば、これから具体的な対策を考えた上、改めていずれの目標値に設定するかということに絞るといふ作業を先に送っているということでもあります。しかし、そのような方法をとって、早く議事フロー B という治水対策の議論に入る方が、議事は進行するんじゃないかといふふうな観点からでした。したがって、本日から、いよいよ総合治水対策の具体的な議論に入ることになります。

片一方では、当委員会は、2 カ年で答申が欲しいという諮問を知事から受けて、私たちは鋭意それに向けて努力をしております。残すところ、あと半年の期間で、膨大な治水対策を検討し、基本方針と整備計画の策定についての意見をまとめるという作業に取り組まねばならないということで、かなりワーキングチーム、ワーキンググループも含めて、過密な日程で取り組んでおります。最善の努力をしたいと思っております。

本日の議事に入ります前に、議事録、議事骨子の署名人の確認をさせていただきます。

本日は岡委員にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

では、まず、本日の会議の議題を調整した 9 月 22 日に開催しました第 33 回運営委員会の報告をして、議題の提案にかえたいと思っております。資料 1 の協議状況をごらんください。

今申し上げましたようなことで、本日から議題は、総合治水対策の具体的な検討ということになります。本日の議題に関しましては、まず第 1 に、既に 7 月以来 6 回の会合を重ねております総合治水ワーキングチームの検討経過をご報告して、皆様方にどのような枠組みで検討を進めているのかということをご報告させていただきたいと思っております。部分的には、これまでの委員会で、各回の総合治水ワーキングチームの検討内容を簡単にご報告しましたが、ようやく一昨日の第 6 回の会議で、全体の枠組み並びにこれからどのような形で検証を進めていくかということについては、おおよそ見通しが立ったという段階になりました。したがって、きょうは、6 回の審議の流れをご説明して、今後の進め方等についてお話をするとともに、総合治水対策とは一体何なのか、私たちがとらえていく総合治水対策の枠組みあるいは概念についてもご説明をしたいと思っております。

したがって、きょうのこの委員会では、具体的な個々の対策の中身に関しては、まだ十分議論していただける材料を提供する段階に至っておりませんが、総合治水対策というものは何なのか、その枠組みはどうなのかということに関しては、一応ワーキングチームと

しては既に合意を得ているということで、その枠組みについての共有をお願いしたいと思います。

総合治水対策に関連した議題の2つ目は、今お話ししたのは、協議結果の、逆、に話をしましたが、次はの方です。実は対策は基本方針と整備計画の2つ分けて検討するという事になっております。先日の基本高水というのは、基本方針に盛り込む整備計画の目標であります。しかしながら、基本方針というのは、超長期にわたる方針でございますので、二、三十年ぐらいのスパンでの整備計画というものもあわせて議論をしてまとめていくということになっておりました。では、基本方針と整備計画のレベル、段階というのはどのように違うのか。かなり早い段階では、その流れについては、一度私たち委員会としても説明を聞き、少し議論はしましたが、具体的な数値が出てきた段階で、より鮮明にその違いというものを共有しておきたいということで、改めて基本方針と整備計画の枠組み等について県の方から説明をいただいて、それについての議論をしたいというのが2点目であります。

3点目につきましては、既にワーキングチームでは、森林の保水機能という浸透にかかわる問題と、流域対策ではもう1つ、さまざまな形での貯留対策という2つの観点から検討を進めております。森林の方は、さまざまな議論が沸騰している最中でありまして、それをどうとらえたらいいのかということについて、委員会以外の専門家をお招きして、勉強会をする必要があるのではないかとということで、前回の委員会では、そういう方向で検討していますという報告をしましたが、いわゆる森林の保水機能、通称緑のダムと言っているものの中身あるいは可能性等について勉強するための公開の勉強会を開催することになりました。それがお手元の資料の最後についているチラシでございます。

先日24日のリバーミーティングでもお話ししましたが、10月17日、神戸市の教育会館で開催いたします。この問題で造詣の深いお2人の講師、京都大学の寶馨教授並びに東京大学の蔵治光一郎大学院講師をお招きして、勉強会をすることにしております。これは、リバーミーティングの特別企画という形で設定しております。

ついでながら言いますと、リバーミーティングは9月末に行いまして、次回は本来11月に設定する予定でございますが、今回とりあえず11月の分を前倒しでこの勉強会にかえたい、そしてこの総合治水の対策がもう少し進んだところで、具体案に関して流域の皆さんのご意見を聞くリバーミーティングを開催することにしております。

これが総合治水にかかわる議題でございます。

もう 1 点は、議事フロー項目 C、D にかかわる進め方でございますが、これは、既にまちづくり並びに環境のワーキンググループからも、具体的な提案が多々出ております。検討課題、そして具体的な作業の進め方等について、かなり詰まったものが出ておりますので、それを改めて本日はまとめてご提案いただき、これからの進めていく方向を審議していただきたいというのがもう 1 つの議題であります。

その他のところでもう 1 つ挙げております地域連携に関しましては、先日のリバーミーティングでも問題提起させていただきまして、今後のいわば項目 D にかかわる課題でございますので、その中でも引き続き詰めていきたいということになっております。

以上で第 33 回運営委員会の協議のご報告と本日の議題の提案にかえさせていただきます。

本日の議題に関しまして、もう 1 点お断りをさせていただきます。前回の委員会で項目 A が終了して、基本高水の設定が終わったということで、知事に対して中間報告をまとめるということにしておりました。本日の委員会でそれを提案して決定するというふうにしておりましたが、大変申しわけございませんが、いろんな手順で作業が間に合いませんでした。したがって、次回 24 日の 27 回流域委員会にご提案して審議していただくという段取りに変更させていただくことになりましたので、ご了承いただきたいと思います。

以上が本日の議題の提案でございますが、何かご意見等があれば伺いたいと思います - -。特にないようですので、それに従って進めさせていただきます。

まず、総合治水ワーキングチームの会議の経過について、ワーキングチームの主査を兼ねております私の方から、経過とこれからの方針についてご説明をさせていただきます。お手元の資料 2 - 1 並びにあと 3 回分のワーキングチーム会議の協議報告がついておりますが、それらを参考にしてお聞きいただきたいと思います。

ワーキングチームは、7 月 2 日に第 1 回を開催いたしました。ここでは、これからワーキングチームが対象とする総合治水の範囲等を明確にするということで、それは、既に随分前に委員会で承認されております総合治水対策の検討項目、議事フロー B 関連表というのがございました。事務局の方で B 関連表があれば、そちらに投影してください。それに示されましたように、流域対策、河川の対策、内水の対策、土砂の対策などから、災害の安全度の向上や地域防災力の向上等、すべてを含むわけですが、ワーキングチームの検討課題としては、まず流域対策などを優先順位をつけて審議をしていくということを確認しました。

2 点目は、総合治水とは何かということについて、現時点では必ずしもコンセンサスが得られていないように見られるということで、本委員会でも並行して議論して共有していくということです。

3 点目は、流域対策で検証していく効果等については、期待される効果とその目的、例えば地下水の涵養の向上とか、大規模また小規模洪水時の一時貯留機能の向上等を効果と目的を明確にして議論をしていくことが必要である。その際に、数値化できるものと数値化できないものがあります。数値化できるものは、かなり議論はしやすいわけですが、数値にあらわせないようなものについてどう取り扱うか、数値に出ないから、それは無視するんだというわけにいかないだろうというふうな意見が出る中で、その取り扱いについては今後の検討課題といたしました。

第 2 回のワーキングチームは、8 月 11 日に開催しました。ここでは、第 1 回で出た総合治水の考え方等について、河川管理者の方から、森林、農地、ため池等の全国的な事例の説明を受けて、同席していただいた県の農林関係部局等の担当者からもヒアリングを行いました。今後の進め方としましては、各委員から、関係資料の提出を含む具体的な案の提示を行って議論を進めていく。さらに、河川管理者の方は、農地、森林、ため池等の流域対策、河川対策、堤防、河川掘削、遊水地等の考え方、全国事例等の基礎資料を収集して提出するというを確認しました。

第 3 回は、9 月 1 日に開催しまして、第 2 回までの資料の補足議論を行いました。この中では、流域対策、森林、農地、ため池について、県の方から補足説明、回答等があり、関係部局からのヒアリングを行いました。その中で、治水対策の事例、農地、森林、ため池以外の流域の対策及び河川対策についても、今後県の方から具体的な事例等の説明をいただき、議論をしていくということで、当日出された資料については、ヒアリングも行いました。この会議では、まちづくりのワーキンググループからも、各市の総合計画、都市計画のマスタープラン等による武庫川の位置づけ等についても、ワーキンググループで引き続き検討し、治水対策にかかわるものについては、ワーキングチームに提案をしていくというふうな報告も得ました。

第 4 回は、9 月 12 日でございます。ここでは、今後の進め方について、かなり突っ込んだ議論を行いました。当面对応すべき事項としましては、まず第 1 として、流域対策、河道対策、貯留対策の可能性と有効性について、具体的に詰めていく作業に直ちに入る。2 つ目には、森林の治水機能については、緑のダムの可能性に関する多様な専門家の意見を

聴取する。そのために公開の勉強会も検討していくということを決めました。3つ目には、数値的に定量化することが可能な農地、ため池、学校等の貯留施設については、全国の先行事例を収集して分析する。必要に応じて現地視察も行い、武庫川での適用の可能性を検討するということを確認しました。4点目には、河道対策と貯留対策については、河川管理者から多様な選択肢を含めた具体案の提出を求め、それをベースに、可能性と問題点を検討する。5つ目には、現時点で定量ができないものについては、その取り扱い、計画への反映の仕方等について、今後協議するということも確認をいたしました。さらに6点目として、対策の検討にあたっては、土地利用等の将来予測と計画のタイムテーブルとの整合性、支流ごとの対策をどのようにするかも検討していくということを確認しました。

第5回は、9月22日に開催しました。ここでは、森林の治水機能について、主に議論をいたしました。

そこで提案あるいは指摘された点の主なものを幾つかご報告しますと、森林の洪水の緩和機能は、森林の土壌に負うところが大きく、土壌の中の水の流れなどを検証するためのシミュレーションが必要である。2つ目には、森林の土砂流出防止や土砂の崩壊防止の機能を考慮して、人工林における間伐を計画的に実施するための計画を策定することも必要である。3つ目には、総合治水を推進するために、河川管理者による武庫川流域総合治水会議を設置することが必要である。総合治水の推進組織を明確にして取り組みを強化しなければならないという提案が森林を担当した委員から提案されました。

また、別の委員からは、森林の利水機能について、日本森林学会の研究成果あるいは滋賀県の比良山地での流出特性調査、四国吉野川における緑のダムの機能についての説明も受け、意見交換をしました。

さらに、3点目としましては、別の委員から、ため池の治水利用、利水ダムの治水への活用、そして武庫川流域における遊水地の候補地点についての提案がございました。これについては提案だけで、全く議論をする時間はこの日はありませんでした。

以上のことを踏まえて、今後洪水時の一時貯留施設として、ため池を改造することが可能なかどうか等々についての議論を引き続き行っていくことを確認しました。

第6回は、10月5日、一昨日でございます。ここでは、第5回の宿題になっていたため池による治水対策が構造上可能なかどうかという先行事例をもとにして、県から説明を受けました。構造的には、ため池の形態、立地条件等によっては可能であるということが1つ説明をされました。もう1つは、利水のためのダムを治水に利用できないかというこ

とについては、そのための問題点あるいは法律、水利権等の関係についての説明も受けました。あるいは委員からは、利水ダムの治水用への転用についての具体的な可能性等についての提案がございました。そして、県の方からは、これから総合治水対策を検討していくための条件設定等について、いわば対策の評価方法についての説明を受けて、具体的にどのような流域対策を行えばどのような流出抑制の効果があるのかという数値的な相関関係を見るためのシミュレーションを行ってもらおうということで、シミュレーションの仕方、前提条件等について説明を受け、議論をいたしました。とりあえずそういう手がかりがなければ議論は進まないということで、早急にそのシミュレーションを行った結果を報告していただくということになりました。

こうした議論を踏まえて、そのほか、今後農地、ため池、利水ダムを活用した治水対策の課題等については、農地・森林のワーキンググループで整理する。学校とか公園、駐車場等を活用した治水対策、貯留施設の整備の課題については、まちづくりのワーキンググループで整理をして、ワーキングチームに報告、提案するということを確認いたしました。

次回以降、次回は 10 月 13 日、その次が 10 月 25 日と日程を確認しましたが、今後、遊水地並びに支流域での対策、各戸貯留、市街地における浸透施設等の設置についての可能性等について協議をしていくことにしております。

以上で 6 回にわたるワーキングチームの検討内容をやや詳細に報告しました。これを私の方からもう一度テーマ、課題として、7 点に分けて整理をしてまとめてみたいと思います。

第 1 は、これからの総合治水の枠組みの確認をすることが必要である。その枠組みの確認をすることによって、総合治水をどのように進めていくかという取り組みの体制についてどうしていくかという課題が提起されました。それは、先ほどの総合治水を推進していく関係機関、関係部局等を糾合した組織の位置づけ等であります。同時に、総合治水を進めるということが、いわば流域の住民にとっても、関係機関にとっても至上命題であるという意識の啓発、あるいは意識の変革が必要だろうということでもあります。総合治水に取り組む、貢献するということが重要な価値があるんだという意識の共有がなければ、余計なことを押しつけられるというふうに縦割りで物事を考えていたのでは、総合治水は進まないだろうというふうな議論がございました。

2 点目は、私たちが検討していく総合治水の範囲であります。これは、議事フロー B 関連の表に従って行っていくということですが、それぞれの具体的な中身をもう少し明確に

していく必要があるということでもあります。

3点目は、個々の対策について、私たちは抽象的にそういうことを検討すべきであるということでは、多分この基本方針、整備計画をまとめることはできないだろうということ、私たちが提起していく対策に関しては、その個々の対策の期待される効果とその目的を明確にしていく、すなわち実現の可能性と条件を検証していくことが重要であるということが確認されたかと思えます。

4点目は、その際に、数値化できるものと数値化できないものがございます。数値化できるものについては、比較的その可能性の検証は容易であるだろう。もちろんいろんな問題点を検討はしなければいけません、現時点で数値化できないものを基本方針、整備計画の中でどのように取り扱うのかということの検討がこれからの大きな課題の一つであるという認識でございます。

5点目は、本日後ほどの議題に上がっております基本方針ベースと整備計画ベースにおけるそれぞれの総合治水対策の役割はどのようなものであるのか、基本方針レベルと整備計画レベルで物事を分けて考えていくということも大切な視点ではないかということでもあります。

6点目は、総合治水対策については、まだ全国的にまさしくモデルになるようなものがトータルとして出ているとは決して言えない状況であります。ある意味では、武庫川モデルを私たちがつくりたいという一種の気負いを持ってこの委員会に取り組んでおりますが、それにしても、個々の対策については、全国的には幾つかの先行事例がございます。その先行事例の収集と、それを武庫川でどのように適用の可能性があるか、あるいは応用の可能性があるかという検討をしていくことが大事であろうという点であります。

7点目は、最後であります、進め方としては、兵庫県政では、土木河川部局だけではなく、あらゆる関係部局、そして流域の自治体、各水利権者、農業者等々、あるいは河川にかかわっておられる諸団体等の機関の協力を得る。必要に応じてヒアリング、調査検討を依頼していく、こういうことが早急に必要であろうということが何回も確認されております。

以上のような認識と課題と進め方に基づいて、これから精力的にワーキングチームで本委員会に提案、提言できるような具体的な対策の検討を進めていきたいというのが現時点での段階でございます。

やや長くなりましたが、今報告させていただいたことがほぼすべてであります。これに

ついて後ほどご意見を賜いますが、それに先立って、先ほどの報告で申し上げました私たちが検討する総合治水対策の概要について、ワーキングチームの中で議論してきた、あるいは提案されてきた内容のエッセンスを事務局から説明をしていただきます。

前田 事務局の前田です。総合治水ワーキングチームでこれまでに説明してきました総合治水対策の事例等について、簡単にご説明させていただきます。

総合治水ワーキングチームでは、これまで総合治水対策の経緯と計画策定の考え方、具体的にどのような対策で総合治水に取り組むかをご説明してきました。

総合治水対策の取り組みをわかりやすく説明していますが、今映し出しております図になります。この図は、第2回総合治水ワーキングの資料1の8ページの部分になります。これは、総合治水対策を河川対策、流域対策、ソフト対策の3つに分類したものであります。

総合治水ワーキングチームでは、この中で流域対策と河川対策の事例を第2回と第3回で説明してきました。

河川対策では、河床掘削、引き堤、築堤等による河川改修、あるいはダム、遊水地、放水路、といった洪水調節施設がありまして、これらの対策を兵庫県で実施している河川について、総合治水ワーキングチームで事例として説明してきました。

また、流域対策におきましては、ここに書いてありますように、緑地保全、学校貯留、各戸貯留、ピロティ―建築、透水性舗装、水田貯留、多目的遊水地、棟間貯留、防災調節池、地下調節池、ため池改修などがありますが、これらをわかりやすくイメージしていますが右のイメージ図になります。

これらの流域対策の中で、総合治水ワーキングチームでは、まず森林、農地、ため池による治水対策の先行事例を説明してきています。先行事例としましては、総合治水特定河川に指定されている大和川や鶴見川等の流域対策をこれまで説明してきています。その中で、森林につきましては、流域対策における具体的な事例が少ないことから、森林が持つ治水機能のさまざまな評価がされている文献等を総合治水ワーキングでは紹介してきています。また、貯留浸透施設等につきましては、全国的な事例として、校庭貯留や公園、各戸貯留、あるいは透水性舗装等の対策を総合治水ワーキングチームで説明してきています。

今、簡単にご説明しましたけれども、この詳細につきましては、総合治水ワーキングチームの資料をホームページや関係行政機関で閲覧できますので、またそちらの方をご参考にさせていただければと思います。

以上、簡単であります、説明を終わらせていただきます。

松本委員長 今私の方から報告させていただきました内容、それからワーキングチームの6回の集約として、最後に7点について出しましたが、これに関しては過不足等あるかもわかりません。そのあたりは、ワーキングチームのメンバーの方々からご指摘をいただければ結構かと思えます。

それから、特に論点としては、総合治水というものをどうとらえるのか、枠組みをどうとらえるのか、総合治水とは何となのかというところに関しての全体の共有をしていきたいと思えます。具体的には、今、事務局から説明されたような内容を対象の範囲とするということになりますが、そのあたりについてのご意見があればいただきたいと思えます。

あわせて、これまでのワーキングで議論してきました課題、既にため池、農地、利水ダム等について具体論に入っております。これに関連して、幾つかのご意見も出ておりますので、そうしたご意見も、この中でいただきたいと思えますが、とりあえずは総合治水の枠組みということについてのご意見並びにワーキングチームの議論してきた集約に関してのご意見があればお願いしたいと思えます。

奥西委員 総合治水ワーキングチームのコアメンバーである者がこういうことを言うのは、寝ぼけたような発言になってしまうんですけども、これまでワーキングチームの会議で主要な項目については挙げて、これからはそれぞれの項目について、具体的な検討をするという段階に入っているかと思えますが、改めてこうやって総括していただいたのを見ると、かなり重要な点が見えない形になっているような気がします。申しわけないんですが、委員長の方からこれまでのワーキングチームの議論をそういう点から総括していただいたらありがたいと思えますが、1つは、超過洪水対策です。これは、私自身の認識不足もありますが、個々の検討した対策は、ほとんどが超過洪水対策を考えていない対策のような気がしてなりません。

もう1つはソフト対策です。ソフト対策の定義は、また難しいわけで、部分的にはこれまで討議した内容にソフト対策は含まれているとも思うんですが、かなりの部分が抜け落ちているのではないかという気が今になってからしております。

松本委員長 今ご指摘の件に関しましては、今、表が出ていますが、全体の枠組み、議事フローB関連の中で、ご指摘の超過洪水対策、ソフト対策等々が、たしか下の方に全部入っていたと思えます。きょうご報告したのは、総合治水対策の現時点で具体的な検討をしてきたこと、それから、とりあえずまず流域対策から始めようという形で課題を整理し

て取り組んでいるということで、実際に6回の中で行われたことをご報告させていただいていますので、今ご指摘の点については、まだこれからの作業の過程で、入っていないので、抜けているというふうな印象を与えたかもしれません。ただ、冒頭に申し上げましたように、B関連のフローに従って総合治水ワーキングチームは議論を順次していくということになっておりますので、奥西委員のご指摘の点については、これからの検討課題には入っているというふうに私は認識をしておりますが、いかがでしょうか。

奥西委員 了解しました。

中川委員 今の奥西委員のご指摘の点を今後忘れないために、もう少し押さえておきたいと思っています。

実は私も申し上げようと思っていたことが非常に近い点なんです。先ほど前田さんの方から資料を出していただいた3つの切り口で言うならば、流域対策の話、河川対策の話、ソフト対策、とりあえずあの3つのくくりが皆さんわかりやすいそうですので、それで言えば、今ワーキングチームで話をしているのは、あくまでも流域対策の話だけなんです。この後、河川対策の話、ソフト対策の話というふうになっていくんですが、実は非常に力を入れてやらないといけない部分というのは、流域対策とソフト対策の部分ではないのか。むしろ今までの河川の計画なり行政が中心にやってこられた部分というのは、河川対策は十分に検討してきたけれども、それで追いつかなくなっているのが今の現状です。我々委員会としては、今やっている流域対策の話、それから3つ目のソフト対策のところをかなり時間を割いてやらないといけないという覚悟を持っておかないと、非常にまずいことになってしまうのではないかと。とにかく今の時点でも時間が限られていますので、その意識を持っておかないといけないだろうと思います。そういう意味で、超過洪水対策ということの議論が非常に大きなボリュームとしてあるんだということを認識しておく必要があるということを確認しておきたいと思います。

当然その中で、そことも絡んでくると思うんですが、今まで全然出てきていませんが、内水対策の話というのは、武庫川流域の中で非常に大きな問題として、流域というか、甲武橋より主に下流のところでの問題ですけれども、現状の問題としてはあるわけですので、その点も忘れないようにしなければいけないと思っています。みんなで忘れないようにしましょうという意味で、わかっていることだと言われるかもしれませんが、確認のために申し上げさせていただきました。

長峯委員 これまでのワーキングチーム等に参加していて、直接の専門家ではありません

んけれども、感想をちょっと述べたいと思います。

この流域委員会は、準備会議のときから2年半たちますでしょうか。私自身は、そのときから参加しているわけですがけれども、とにかく準備会議の最初の会議のときから説明があったのは、1つは、住民参画の手法を取り入れたいということ、もう1つは、総合治水でやるんだと。総合治水対策をとるんだということを随分説明を受けました。私は、県は総合治水対策をやるんだと、そういうつもりで準備会議を立ち上げたし、流域委員会を立ち上げたんだらうというふうに理解してきたわけです。しかし、総合治水をやると思えば、当然河川部局だけではできないわけです。その後の委員会等でも、農林部局等、関係部局がいつになったらテーブルに着いてくれるんだということを何度か申した記憶があるんですけども、それに対しては何の反応もなくここまで至ったわけです。

ようやくこの流域委員会でも総合治水ワーキングチームというのが立ち上がりまして、その中で森林とか農地とか、そういう議論をする中で、県の方の農林部局の人も一応オブザーバーという形で参加してもらえる、あるいはこの本会議の方にもオブザーバーという形で参加してもらえるということになったわけです。しかし、そこで非常に驚いたことは、私は、これまで県の中で、河川部局とほかの関連部局との間で総合治水対策について議論してきたんだらうなと信じてきたわけですがけれども、今まで一つも議論していなかったということがそこでわかったということなんです。

したがって、総合治水の中で、いろんな対策の項目は、スクリーンに出ているように、そういうことについてはいろいろ資料を提示していただいているんですけども、具体的にどういう流域対策をするのか、総合治水対策をするのかということについては、何も検討されていなかった。それをこの流域委員会のワーキングチームの中ですべてゼロから議論しなければならないということで、今やってきているわけです。とりあえずこちらの方から資料をお願いすれば、それは県の方、事務局の方は一生懸命資料をつくって、提供してもらえますけれども、そこまでなんです。

例えば、具体的にため池をどのように使っていくかということになったときに、流域のどこにため池があるかという地図は示してもらえますわけですがけれども、その中でどこどこを具体的に流域対策として使える可能性があるのかということは、私自身はそういうことについては貢献できませんけれども、ワーキングチームの中でそういうことについて知見を持っている方が自分で調べて、場合によっては自分でその場所まで出向いて、そういう形で提案をしていかなきゃならないということで、住民参画型の委員会といっても、そ

これまで我々がすべてやらなきゃならないのかというような、非常に驚きを持ったわけです。

そのあたりについて、県は当初から総合治水をやるとか言っていたわけですが、本当に関係部局あるいは周辺の関係自治体、あるいは関係団体をも含めていいかもしれませんが、そういうところと連携して対策をとるつもりがあるのかどうかということ、私は改めてこの時点で問いただしたいという気がします。

この会議に出ている方が河川関係の課長さんとか局長さんレベルで、そのレベルではそういう判断ができないということであれば、もう一度知事に出てきてもらって、本当に関係部局と連携して対策をとるつもりがあるのかどうかということを改めて確認したいという気がします。

出席者の名簿を見ても、オブザーバーという形で、流域の7市の人とか県の関係部局の人が入っていますけれども、県が本当に協働ということを使うのであれば、パートナーでなければなりませんよね。オブザーバーで、ただ見学してもらっているだけでは、本当の連携はとれないわけです。パートナーとして本当に連携して対策をとるつもりがあるのかどうか。そのあたりのことについて、県はどこまで本気なのか。私は、今までのワーキングチーム等のやり方を見て、消極的だという印象をどうしても持たざるを得ないです。その辺について一度意見を聞きたいと思います。

酒井委員 今の長峯委員の発言に関連するんですけれども、総合治水対策として、ソフトという部分の中に意識の改革ということがございます。総合治水の議論を現場に落とすといいますか、現場に立って、それが可能であるか、不可能であるかという問題については、上流、中流、下流、流域全体の意識の改革がなければ、上流と下流が対峙するような姿勢のままでは、総合治水の議論を現地に落として対策を講ずることは無理だと思うんです。ため池にしても、農地にしても、森林にしても、その所有者の意識が総合治水にどう結びついてくるか、その辺の改革といたしまししょうか、PRをなおざりにして、議論だけが先行するようなことであっては、我々はただもちの絵をかいて終了するようなことになってしまいはしないかという危惧を感じます。

今長峯委員がおっしゃったように、行政の中にもそういう改革が必要だと思いますし、この議論を現場に落として、どこまで可能なのか、どこが問題なのかという問題についても触れていかなければ、この対策を並行して進めなければ、この問題は前にいかないのではないかというふうに私は考えます。

松本委員長 総合治水の推進の体制、県は一体どう考えているのかということですが、

関連してほかにございますか - -。

なければ、県の方から何か発言がありますか。

田中 河川計画課長の田中でございます。

今、長峯委員の方から、県は総合治水をどういうふうに考えているのか、本気で考えているのかというお話がございましたけれども、先ほどお話がありましたように、2年半前、準備会議を設立する前から、県としては、武庫川の治水対策を総合的な治水対策の手法をもってやっていくということを明言しておりまして、現在の組織体制の中ではございますけれども、河川だけではなくて、ほかの農林部局なりまちづくり部局、そういったものと庁内検討会を設置し検討しております。現在もそれを継続してやっているということで、総合治水を進めていかない、消極的であるという言い方は、私としてはちょっと理解できない点でございます。

おっしゃるとおり、総合治水を県全体として進めていくという点から言えば、いろんな組織体制というものが考えられるかもしれませんが、私ども河川部局としては、上の方ともいろいろと相談しましたけれども、現体制の中で精いっぱい努力させていただいているところでございます。

具体的に総合治水の対策メニューとしてどういうことを考えているのか、県の考え方がもう一つ見えてこないという話がありますが、流域委員会の方で、これまで基本高水等の検討をしていただいていたけれども、例えば、その流出モデルとか、そういったことも踏まえて、具体的な検討をしていく必要がございます。先ほど委員長の方からも報告がありましたけれども、一昨日の総合治水ワーキングチームで、今後具体的な総合治水対策としてどういう手法をもってやっていくかということのをワーキングチームの皆さんのご理解を得たところでございまして、これから具体的な数値等も検討していくということでご理解いただきたいと思います。

松本委員長 総合治水を推進する県の現体制というのはどういうものを補足して説明してください。

田中 現在、治水対策としましては、県土整備部内で考えていくというのが、我々としては主でございます。ただ、今メニューの中にも上がっていますが、例えば、ため池なり農地対策をすることによって流出量を抑制するという、また、棟間貯留とか、具体的なまちづくり関係との関連もありますので、そういったものをどうやっていくかというところは、実施にあたっては、現体制をより強化する必要があるということは考えておりま

す。

松本委員長 ワーキングの中からも、先ほど報告したように、推進組織として、流域総合治水会議ということの提案も出ています。そういうものと類似のものを、既にやっているのかやっていないのか、総合治水に取り組む県の組織の体制がどうなっているかということの説明してもらわないと、現体制の中で努力していますという抽象的なことではわからないと思います。

田中 先ほど申しましたように、県庁内では、土木部局だけではなくて、まちづくり部局とか農林部局、学校なんかも関係するということで、教育部局とか、また道路部局、いろんな部局の協力を得て進めていこうということで、庁内のそういった部局を取りまとめるということで、庁内検討会というものを以前からつくっております。今ワーキングチームで議論していただいていますいろいろな資料がございますが、そのベースとなっているものを庁内検討会で出していただいているというのが実情でございます。

それとは別に、関連する流域内 7 市ございますけれども、関係する市の方々にもご参加いただいて、いろんな情報提供、データの収集、そういったことにも協力をいただいているというのが現在の状況でございます。

伊藤委員 今の組織のお話なんですけれども、県土整備部ベースではだめだと思っています。県知事か副知事ベースのトップが動かないと、河川部局からお願いする、県土整備部局からお願いするのでは、総合治水計画はできないと思います。知事室をトップに据えたそういう体制を県の中につくっていただかないと進まないと思いますので、ぜひそれをお願いしたいと思っております。

松本委員長 文書化するとき、今の説明ではわからないと思います。庁内検討会の正式名称と、それはいつ設置されていますか。また構成は。

松本 名称は、武庫川流域総合治水対策庁内検討会です。関係部局というのは、生活文化部、農林水産部、県土整備部、企業庁、教育委員会等です。設置は平成 12 年でございます。

佐々木委員 庁内検討会というのがあるということだけは聞いていたんですが、委員会の方には、具体的にどういった課が入って構成されているのかということと、なおかつ、どういうふうに進んでいくのか全く見えていない状況から、先ほどの長峯委員等の疑問の問題も出てきますので、これから核心部に進んでいって、実際総合治水の対策に入っていく中で、これからはそちらの方の検討会がどういうふうに進んでいるのかといった状況も

委員会には報告していただきたいと思います。

松本委員長 先ほどの流域 7 市の参加というのは、庁内検討会に出席してもらっているんですか。別の組織があるなら、どういう名称ですか。

松本 技術連絡会という名称でございます。

松本委員長 佐々木委員からの意見にもありますように、後日、この 2 つの検討会のこれまでの開催経過と検討の内容に関しての一覧表の文書の提出をお願いいたします。

奥西委員 先ほどの長峯委員の質問のうち、流域各市のパートナーシップについては全然お答えいただけていないと思います。以前に、流域各市から委員会として意見を聴取したり資料を求めたりする必要があるという議論が出たときに、河川計画課の方から、それは河川計画課でやりますから、流域委員会でやらしてもらわなくても結構ですということがあって、我々委員会として直接流域各市に働きかけをしてこなかったと思います。そういうこともありますので、現時点で結構ですけども、流域各市のパートナーシップというのはどうなっているかを教えていただきたいと思います。

松本 奥西委員が言われるパートナーシップという意味は、資料の提供の話でございますか。

奥西委員 そうではありません。長峯委員の言われたような意味です。

松本 市町との関連につきましては、先ほどちょっと言いましたけれども、技術連絡会というようなところで、関係市との情報交換、さらに毎回流域関係市にもご出席をいただいて、その辺の具体的な問題等についての意見交換の会議をやっております。

松本委員長 抽象的なやりとりをしていてもあれなので、これに関しても、先ほど申し上げましたように、庁内検討会並びに流域 7 市が入った技術連絡会の開催経過、そこでの検討内容のご報告を文書をお願いして、それからの議論にしたいと思いますが、よろしいですか。

法西委員 その中で、流域の治水についての提案がどれくらいあるか、例えば 8 月 30 日締め切りで、一般からもいろいろな問題点が届いているはずですけども、その報告をしてほしいということと、そのうちで、治水関係で、各地域の危ないところ、問題点とかも絞り出して検討していかないと、絵にかいたもちになると私は思いますので、お願いしておきます。

松本委員長 それはまちづくりと環境のワーキンググループで行ったアンケート調査の報告ですね。先日のリバーミーティングで、件数等概略だけ申し上げましたけれども、現

在、ワーキンググループで、ワーキングチームあるいはワーキンググループのところで具体的に検討する整理の作業をしております、整理の作業ができ次第報告をしていただくことになっております。それでよろしいですか。

法西委員 はい。

中川委員 先ほどの庁内の体制等々についての整理の仕方は、先ほどの委員長の提案どおりで結構かと思いますが、ワーキングチームの会合でもよく出てくる言葉なんですけれども、すごく深い悩みのところに河川関係者さんがおられるのはよくわかるんです。例えば、三田の総合治水でやったところに行ったときに、この例は非常にまれな例で、普通は草を刈らないでいいようにコンクリートを埋めてもらわないと困るということを地元の方から言われると。草刈りを地元でしますということを理解してもらえるこの事例はむしろまれで、僕らとしてはそこに悩みがあるんですよというお話も、実際に現場でありました。

例えば、おとといのワーキングチームの中では、校庭貯留のところを検討するにあたって、ピックアップされているのは公立の学校だけなんです。なぜかとお聞きすると、担保できるのは公立のところまでで、私立については、我々としては実現可能性を担保するのが非常に難しいので、ここに計算として入れるのは非常に難しいんだというようなお話もありました。

結局、突き詰めていくと、先ほど酒井さんからご指摘があった流域住民の意識の問題なんですよね。そこのところの壁をどう取り払っていくのか、先ほどの長峯委員のご指摘も、そこにつながっていくんじゃないか。先ほどのような住民の声があるので、今までどおりに考えれば、コンクリートで張りますという答えにしかないんです。校庭も、私学に対しては県の方から何事も言えないので、私学については何も言わないんですということしかできないと思うんです。そこのところをどう取り払って、流域全体として総合治水として取り組んでいくのか、そこのところの本気の問題じゃないかと思うんですね。

私も、ワーキングで、先ほど長峯委員がご指摘になったようなことに近いことは感じています。河川管理者さんもいろいろ一生懸命提案してくださるんですが、それはあくまでも河川管理者としてできる範囲のものでしかないんです。それはよくわかるんですけれども、そこを超えていく努力を河川管理者と流域委員会と一緒にやっていかなければ、流域対策なんて私は絶対できないと思います。委員会として、そこのところを踏み越える努力も発案もアイデアも出しますから、河川管理者さんの方も、土木だけが一生懸命汗をかいて旗を降るのではなくて、庁内で一丸となって取り組んでいけるような形にもって行って

いただきたい。そうしないと、とてもじゃないけれども、流域対策というのは私はできないと思います。

先ほど長峯委員がおっしゃった、どこまで本気なのかというのは、私も、正直言って、どこまで本気なのかと思うことが多々あります。そこは乗り越えていける方策を委員会も出さないといけないと思います。こういうところで話をすると、ほんとはねというのがなかなか出てこないんですけれども、本当はすごく深い悩みを感じておられるのはわかりますから、そこを超えられるような努力をしたいと思いますし、それをしていただきたい。それは土木だけが頑張るんじゃなくて、農林の方にも頑張っていたかかないといけないし、教育も、例えば、グラウンドは学校教育のためにあるものですから、乾いていないと困るんですということをおっしゃる前に、じゃあ生徒さんの家が水につかってもよろしいんですか、そののパーターをどう考えますかということを含めて、教育委員会も考えていただきたい。それが私は流域の総合治水だと思いますので、そういう観点で、ぜひ土木の方もほかの部署の方も頑張っていたきたいと思います。

酒井委員 今、話が具体に入りかけましたので、1つの例を挙げたいと思います。

ため池というのは、これまでから一粒の雨も逃がさないようにするのが使命だというふうなため池の管理者は考えておりますし、そのためにため池をつくっております。しかしながら、武庫川が大災害を起こすかもしれないから、ため池にもそのために頑張ってくれ、水位を下げてくださいという話をだれがするのかということになれば、これは河川課の領域ではないと思う。やはり農林部局の中で、たまった水を下げてください。これはとんでもない話なんですけれども、そのとんでもない話をだれがするのかということについても話が進んでいかないと、最終的に絵にかいたもちに終わるのではないかという危惧を感じます。

佐々木委員 中川委員の補足みたいな、別の視点からの考えになるんですけれども、もう少し整理をしますと、総合治水の場合は、土木という部局は、橋渡しをする窓口であるというぐらいのイメージで持っていったら、実行するのは各部局になっていくと思います。流域委員会と対庁内検討会との間で、土木は窓口である、橋渡しをする機関であるというふうなイメージぐらいで持っていったら、総合治水というのが実現に結びつくのではないかと、先ほどのお話をお聞きして感じました。

松本委員長 ほかにございますか - -。

この問題は、さらにワーキングチーム等で議論が進んでいって、具体的な問題が出てくる中で、改めて議論になろうかと思いますが、本日の段階では、冒頭に申しあげましたよ

うに、今後の作業を進めていく上で、総合治水とは一体何なのかということについて、委員会の一定の認識の共有はしておかねばならないかと思えます。

ワーキングチームからの報告、並びに本日の各委員からのご意見を踏まえれば、総合治水に関して、2つの観点からアプローチするということだと思えます。

1つは、総合治水の対象とする範囲は何かということだと思えます。今画面に出っていますが、議事フローB関連で当委員会から出していますように、流域の対策、河道の対策、そしてソフト対策ということのすべてを総合的に考えて、治水に寄与させていくことであるということは、1つは確認をされているのではないかと思えます。

もう1つは、総合治水に取り組んでいく姿勢、体制の問題かと思えます。従来は、河川対策として土木の河川行政が河川の問題に対応してきた、いわゆる縦割り行政の範囲にとどまっていたましたが、総合治水というのは、読んで字のとおり、縦割りから総合的な施策として治水対策に取り組むということである。ならば、行政を総合的に推進していく体制が、行政内部にも当然必要になります。同時に、県管理の河川行政は、県の行政の分野であるという形になりがちでしたが、流域の自治体にとっても重要な課題である。したがって、武庫川について、県行政と流域の自治体とが完全に総合的に取り組むという体制がなければならないということであったと思えます。

もう1つつけ加えるならば、流域の諸団体、利水関係者等々含めた団体、並びに住民、あるいは流域でいろんな事業活動を営んでいる企業、あるいは公共施設、あらゆる流域の機関とか人が、この問題に強い関心を持って、流域の治水を進めていく最上位の規範として取り組んでいくということだと思えます。現状、そういうふうな総合治水に対応できているのかいないのか、できていないとすれば、どのような対応が今後必要になるのかということが、これからの当委員会の議論になっていくということで、本日の時点ではまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

奥西委員 今総括されたことは、そのとおりだと思えますが、その中で、水害の定義について、これまで余りにもむだな議論をせざるを得なかったので、改めて確認しておきたいと思うんですが、流域委員の合意では、水害というのは、流域住民の住んでいるところに水が来て害を及ぼすということなんです。それに対して、事あるごとに河川計画課の方から言われるのは、武庫川の堤防があふれることが水害であると。住民の家とかということとは全然言われたいわけです。その辺で議論がまたもとに戻ってしまうということがあるので、これからはそういうことにむだな時間を費やさなくてもいいようにしたいと思いま

す。

佐々木委員 ちょっと視点がずれていると思うところがありましたので、指摘させていただきますと、各住戸に関するような問題点は内水災害の方に入ります。河川課が全然関知していないような形に聞こえてしまいましたので、それはちょっと違うのかなと思ったんですけれども、いかがですか。

奥西委員 流域委員の間では完全に合意しているという先ほどの前提が崩れましたので、ある程度時間をかけざるを得ないというぐあいに思います。

松本委員長 この問題は、総合治水の具体的な対策を議論していく中で、何のために何を対象に対策をとるのかという具体的な議論をしないと、抽象的な水害の定義をやっても空中戦になりますので、そういう議論の過程で、認識を共有する。そのための問題提起があったということにさせていただいて、よろしゅうございますか - -。

特にご異議がなければ、総合治水の対策についてのワーキングチームの現時点、あるいはこれからの取り組みの方向性、並びに対象とする総合治水についての基本的な認識を、本日の時点ではそのように確認するということで、前へ進めたいと思います。ありがとうございました。

2 つ目の議題ですが、総合治水関連で、河川整備の基本方針と河川整備計画についての考え方、あるいは枠組みについての整理について、県の方から説明をお願いしたいと思います。この説明をお聞きした上で、休憩をとりたいと思います。

前川 河川計画課の前川と申します。

河川整備基本方針と河川整備計画の関係、枠組み、経過について、ご説明します。本日の資料の 3 をごらんください。資料については、焼き直しの部分がありますけれども、ご了解願います。

河川整備基本方針と河川整備計画についてということで、1 番、河川整備基本方針と河川整備計画の関係について、確認の意味も込めて再度ご説明いたします。

第 21 回武庫川流域委員会でお示ししましたとおり、現在の整備レベルに対する河川整備基本方針並びに河川整備計画の関係は、縦軸の対象流量と横軸の所要年数で見ますと、図 1 - 1 のような形になります。

河川整備基本方針は、河川の重要度などにより定めた計画規模、武庫川では、現在 1 / 100 で計画規模を設定しておりますけれども、それに対する整備の長期的な目標でございます。

一方、河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って、例えば今後 20 年から 30 年間で実施する具体的な計画です。

続きまして、1.2 河川整備基本方針と河川整備計画で定める治水対策の内容を具体的にご説明します。

図 1 - 2、図 1 - 3 ですけれども、河川整備基本方針では、計画基準点における基本高水のピーク流量及びその河道及び洪水調節施設への配分、並びに主要な地点における計画高水流量、計画高水位、川幅などを定めます。

河川整備計画では、整備の必要性、費用と効果、優先性、環境面などを総合的に判断して、具体の工事内容などを定めます。

河川整備計画につきましては、区間を設定するのですが、その区間ごとに、目標とする整備水準が異なる場合もございます。

続きまして、2 ページ、2 番、基本方針レベルと整備計画レベルの対策ということで、以下まとめております。

整備計画レベルでは、基本方針レベルのうち、流域対策、貯留施設、河道対策のすべてを段階的に実施する場合、一部の対策のみを先行して実施する場合などがございます。このイメージをお示ししているのが図 2 - 1 です。これは、基本方針レベルのうち、整備計画レベルでは一部の対策を行うというようなイメージとなっております。

個別の対策で言えば、2.2 河道対策ということで、河道対策においては、基本方針に沿い、その範囲内で整備計画レベルの河道改修が実施される。これが一般的なところです。図 2 - 2 については、段階的に河積を確保していくということで、まず整備計画レベル、次に将来基本方針レベルに持っていくということがございます。

2.3 流域対策は、整備計画における流域対策では、基本方針で位置づけている複数の貯留施設のうち、すべてもしくは一部を整備します。その場合、整備計画レベルにおける治水効果が大きくなるよう、一定期間貯留施設の放流口を絞っておくことも考えられます。それをイメージ的に示しておりますのが、図 2 - 3 です。

2.4 貯留施設ですが、ダムは、つくり直すことが基本的には困難であるため、一般的には基本方針レベルで計画実施されると考えております。ただし、下流の整備状況によっては、暫定的な操作規則を定め、整備計画レベルでは放流量を抑えるといった運用を行うことも考えられます。

遊水地では、基本方針レベルと整備計画レベルで、その敷地面積とか越流堤の敷高、あ

るいはその幅を変更することも考えられます。そのイメージが、図 2 - 4 です。

続きまして、現在の工事計画の説明をということでしたので、3 ページで、簡単に行いたいと思います。

現在の工事計画につきましては、武庫川につきましては、平成 9 年 11 月に策定されている工事实施基本計画に基づいて、その中で段階的な整備として工事をしております。

平成 9 年 11 月に策定された武庫川水系の工事实施基本計画では、基準点である甲武橋地点の計画規模を 1 / 100 として、その基本高水のピーク流量を 4,800m³ / s、ダムによる調整流量 1,100m³ / s、計画高水流量 3,700m³ / s としております。

その中で、現在実施している工事につきましては、3 . 2 全体計画と事業の進捗の状況ですけれども、これも第 4 回でお示したところですが、武庫川の下流区間のうち、河口から 2.55km 区間は高潮対策により、さらに名塩川合流地点までの約 16km については、昭和 58 年 9 月対応の流量を安全に流下させるため、計画規模で言いますと 1 / 17 程度の治水安全度をもって、河川改修を実施しているところでございます。おおむね上流 3 km 区間を除いて概成しております。

上流区間の三田区域につきましては、図 3 - 2 の下の方ですが、1 / 10 程度の治水安全度を目標に、相野・藍本区域では、計画規模 1 / 2 から 1 / 10 程度の治水安全度をもとに河川改修を実施してきているということです。

4 ページに、実際の工事内容を一部整理しております。

下流区間のうち、阪神電鉄橋梁、甲武橋、宝塚駅前の改修前後の横断図をお示ししております。その区間につきましては、河床掘削により河積の増大が実施されており、治水安全度は向上しつつあります。

上流区間のうち、三田地区と篠山地区の改修前後の横断図を示しております。ここにつきましては、河床掘削、あるいは一部河道拡幅により河積の増大が実施されておりまして、治水安全度は同じく向上しつつあります。

続きまして、現在の下流区間の流下能力の整理でございます。これも第 6 回でご説明しているところですが、現在計画に基づく HWL までの河川断面で評価した現況流下能力は、図 4 - 1 のとおりでございます。例えば、阪神電鉄橋梁では、流下能力約 3,280m³ / s、甲武橋水位観測所而言えば、流下能力約 3,860m³ / s、前回の流域委員会で確認できなかった甲武橋地点の流下能力につきましては、約 3,270m³ / s と評価しております。

最後に 6 ページ、今年の台風 23 号とそのときの河道の状況について、ご説明します。台

風 23 号時の甲武橋下流 - - 水位局地点の状況です。

台風 23 号時の甲武橋水位観測所で観測した最高水位は、O.P. + 15.76m で、そのときの実測のピーク流量は約 2,900m³ / s でした。

その水位局地点の H W L レベル評価による現況流下能力は約 3,860m³ / s で、台風 23 号時のピーク流量と比較すると、その差は約 1,000m³ / s となっております。

H W L と観測最高水位との差は約 1.45m で、この部分の河積において、1,000m³ / s 程度の流下が可能であろうと考えております。

次に、下流の阪神電鉄橋梁の状況ですけれども、台風 23 号時の被災後の草薙委員に提供していただいた現地の写真等から見ますと、阪神橋梁地点の洪水時の最高水位は O.P. + 5.8m 程度であったと推定しております。また、ピーク流量は、流出モデルから約 3,000 m³ / s であったと推算されております。

その地点の H W L 評価による現況流下能力は約 3,280m³ / s で、その差は 300m³ / s 程度でございます。

H W L と推定最高位との差は、下の図にもありますけれども、6.246 と 5.8 の差の 0.45、約 0.5m であり、この部分の河積において、その流下能力と実績の流出モデルの 3,000m³ / s の推算値との差、300m³ / s 程度が流下可能であると考えられます。

以上、簡単ではございますけれども、基本方針と整備計画の枠組みなどの説明を終わります。

松本委員長 今回の説明に対する質問、あるいは資料等の不足分があれば、ご発言ください。

奥西委員 ワーキングチームでこの説明をされたときに欠席しておりましたので、基本的な理解を欠いたままでの質問で申しわけないんですが、今の説明では、河川整備計画と基本方針は別ものであるというような印象を受けましたが、私の理解では、整備計画というのは、基本方針を実現する計画であると認識しているのですが、もし違うのであれば、それがどう違うのかというのを、できれば河川法の条文に照らして説明していただければうれしいと思います。

もう一つは、河川整備計画の目標流量については、法規、法令、あるいは行政方針のどういうところに基づいているものかということをお願いしたい。今後、例えば、20 年、30 年という説明がありましたが、それはどこから来ているのかも教えていただきたい。

最後に、整備計画レベルでは、平成 37 年ないし 47 年に実現すると読めるのですが、そ

のような計画であるのかということです。そうだとすれば、当然基本方針レベルも、達成時間というのは 100 年ということになるかと思えますけれども、それは違うのか、あるいは違うとすれば、どういうぐあいに違うのかを教えてくださいたいと思います。

田中 条例に基づいてというご意見でしたが、それは後でご説明しますけれども、お手元にお配りしています資料の 1 ページの左側の図 1 - 1、これは前に私がお説明した中身と変わっておりませんが、基本方針と河川整備計画というのは、基本方針は、武庫川の整備をしていくべき方向づけを示しているものであって、河川整備計画は、その方向に沿った形で、当面実現できる、例えば、20 年か 30 年間でどのぐらいの整備ができるかということを検討した上で、ちゃんとした河川整備計画として位置づけるものでございます。

したがって、河川整備基本方針と河川整備計画というのは、それぞれ別個に策定することになっております。そのことは、河川法の 16 条の 2 で、河川整備計画とはこれこれこういったことを策定するものであるということを示記されております。

今後、平成 37 年から 47 年という 20 年から 30 年というスパンの話のご質問がございましたが、河川整備計画を定めるときに、目標としては今後 20 年から 30 年の期間内の計画を定めることとしましょうといった中身のことが、この図でもかいてあります。これは河川法の施行規則 - - 後で調べますけれども、そこにちゃんと明記されております。

それから、今後 100 年で、武庫川の整備が終わるというふうに、今奥西委員がおっしゃいましたが、そういうことではございませんで、この図で、37 年から 47 年の右側のところにクエスチオンの表示をしております。このクエスチオンの期間は、その時点、時点の社会状況の動向を見ながら整備のレベルを上げていく必要があるもので、今ここで 100 年先とか 50 年先とかいったことは申すわけにまいりません。

岡田委員 河川整備基本方針のことについては、今まで何回も議論になりましたし、私も何回も発言させていただいておりますが、現在のレベルでは、整備計画は、平成 30 年までかかって、武庫川下流では 1 / 17 ということになっております。それから先の武庫川の計画規模 1 / 100 にはいつまでたったら達成できるのかということをお聞きしましたが、これについては、たしか、前に局長も回答なされたと思えますが、いつまでということはいえないが、とにかく達成目標としてありますということをおっしゃいました。何年間でやるということは、これは本当にクエスションマークでございまして、いつ達成できるかということは、実際には示しておられないわけです。私は、基本方針のレベルで幾らということ、実現可能な目標として設定すべきであって、いつまでかかっても、

やれないとかやれるとかいう問題ではないと思うんですね。

現在の基本高水の 4,800 というのは、一応仮定のものとして決まっておりますけれども、昭和 47 年か 8 年ぐらいからずっとそういう状態になっていて、現在までに、平成 7 年とか 9 年とか、いろいろレポートが書いてありますが、いつまでに達成できるということは何も書いていないわけです。

そもそも河川整備基本方針は、先ほども河川法の条例によっていろいろ説明なさいましたが、河川法が新しく施行されて一番変わったところはどこであるかということ、住民の意見を聞くということと環境に配慮するということです。2003 年ごろに水に関するグローバルな会議がございましたが、その席上、我々も絶えずお世話になっております建設技術研究所の前の社長の石井弓夫さんという方が、そういうふうにはっきり言っておられます。建設技研の社長さんのようにコンサルタントとして実際に商売をされる方でも - - でもと言ったら失礼ですけども、だからこそ、河川法はこういうふうに変ったんだということ意識して、そういう論文を書いておられるわけです。

これは別にそういう意味で書かれたのではなくて、基本高水とか河川整備計画の関係だけを示しておられるんですけども、一番大事なことは、住民の意見を聞くということと環境に配慮をする、今まで治水、利水だけであったのが、治水、利水、環境に配慮するということで、これは今までに何遍も載っているわけでございます。先ほどご指摘になりました河川法第 16 条の 2 の、何項目かありますが、その中にはっきりと書かれております。これはこれで結構なんですけれども、河川整備基本方針の骨子というものはそういうことであるということを再認識していただきたいと思います。

松本委員長 ちょっと確認をしておきたいんですが、先ほどからのやりとりで、1 つは、整備計画レベルの目標達成期間 20 年ないし 30 年というのは、河川法の施行規則にきちんと書いてあると、こういうことですね。

松本 河川法施行規則ではなくて、河川砂防技術基準という中に、その旨が書かれております。

松本委員長 河川砂防技術基準にあるということが 1 点、それから、基本方針のレベルは、達成目標年次という期間については、具体的にはなくて、先ほどの説明によると、今後の社会情勢、条件を見ながら、整備のレベルを上げていくものである。逆に言ったら、100 年ということでも、100 年ということ否定する根拠はないわけですね。超長期というのは、一体何年を指すのかということころは全くのクエスチョンマークであると、こういうこ

とで、よろしいですね。

もう1つは、先ほどから出ております3ページの現行の工事实施基本計画に定めてあるのは平成9年11月策定となっておりますが、9年に何らかの改定をしてつくったもので、もともとの4,800m³/sの設定とかはもっと古いんでしょう。今その話が岡田さんから少し出ましたが、これでは、つい7年前というか、見直しを始める2年前に新しく決まったように受け取られます。朝令暮改になりますから、それを確認してください。

それから、工事实施基本計画についても、今岡田さんからご指摘がありました。達成目標年次の記載はどこにもない。達成目標年次の記載のない計画であると、こういうことでいいんですね。

松本 工事实施基本計画でございますが、当初策定されましたのが昭和60年2月でございます。その後、平成9年11月に変更になっております。

それから、河川整備基本方針の目標ですが、特に何年というようなことは規定をされておられません。

松本委員長 平成9年の変更は、このページに記載されている内容については変更されていないんですね。どこか数字が変わっているんですか。

松本 変わっておりますのが流量配分図でございます。甲武橋の3,700m³/sというのは変わっていないんですが、宝塚のところは3,400m³/sから3,000m³/s、三田の相生橋が1,250m³/sから1,000m³/sに変わっております。

松本委員長 以上のようなところですが、これに関してほかにご質問ございますか。

酒井委員 河川というのは、河川法という法律に縛られて、身動きのできない状況にあると思うんですけれども、近年起こる災害は、想像を超える雨が降ることによって、去年、16年の災害の状況は、我々がこれまで踏襲してきた河川管理では既に限界があるということで、国交省の中で、去年の12月に緊急提言を行っております。また、ことしの3月にその実施に向けての緊急提言を行っております。その主たるねらいというのは、防災でなしに減災、河川はあふれるものであるという減災の方向に向けて、河川の整備のハンドルが大きく切られている。そういう状況の中で、我々はまだこの問題に固執して、この問題だけを論議するというのは余りにも無理があるように思います。

松本委員長 ほかにご意見はございますか - -。

一応の説明を受けたということですが、この方針と計画は別個のものだということきちんと位置づけておかないと、これから対策を立てていく部分が、少しごちゃごちゃにな

るかと思えます。それから、整備計画レベルの目標値、点線の部分がどういう目標値に置くのかというところは、提示をされていません。これによって対策が規定されてくることがありますので、休憩後で結構ですから、説明していただきたいのは、我々がこれまで議論してきた中でよく議論になっている既往最大の流量、酒井委員からもそれに関連して少し指摘がありましたけれども、これは、1 ページの現況整備レベルと整備計画レベルと基本方針レベルというグラフのどのあたりに位置づけられるものなのかということに関しての補足をしてください。私からはその注文をつけて、ここで 10 分間休憩をします。

(休 憩)

松本委員長 再開します。

休憩前に引き続きまして、基本方針と整備計画に関して、あと、ご意見等があればいただきますが、まず、私が先ほどお願いしました件について、県の方から補足説明してください。

松本 河川計画課の松本です。

既往最大の流量がどの程度であったかということでございますけれども、既往最大という意味ではいろいろございますが、観測体制が以前から十分とれていない部分もございました。最近の大きな洪水としましては、昭和 58 年 9 月の台風の際に、甲武橋で約 2,300 m³ / s 程度といったことで流量観測がなされておりました、それが観測してきた中では一番大きいということです。先ほど見ていただきました流下能力のところの全体計画の流量配分は、そういうものを見越して、甲武橋のところでは 2,500m³ / s という計画でこれまで進めてきております。ただ、昨年、甲武橋のところでは、それを上回る 2,900m³ / s という流量が流れましたので、観測史上という意味合いでは、平成 16 年の流量が最も大きなものとなっております。

ただ、観測以前のデータで言いますと、西宮とか尼崎ではないんですが、神戸で、昭和 20 年に日雨量 262mm という、我々がこれまで試算しております 1 / 100 で、24 時間雨量 247mm というものをさらに上回るような日雨量がございます。また、昭和 13 年には、同じく神戸で、270mm というような日雨量がございます。もちろん、それ以前の明治時代のももございまして、その際の流量は大きい場合もあったのではないかと推察されますので、その辺のところこれから考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

松本委員長 私が質問したのは、この表の中で、現況整備レベル、平成 17 年現在の整備

レベルの数値で、横に線が入ってしまっていて、現況流下可能流量。これは甲武橋地点ですか。それと、整備計画レベルとの間で、今年の 2,900m³ / s を既往最大とすれば、どこになるんですか。

松本 現況流下可能流量という意味合いで言えば、計画を立てる際の流下可能流量ということになりまして、それを上回る形での整備計画目標流量となります。甲武橋地点で 2,500m³ / s と言いましたのは、整備計画目標流量の数値でございまして、計画を策定したのが昭和 62 年で、それ以降、下流からずっとやってきておりまして、流下能力図で言いますと、14~15km のあたりまでは整備されております。現況流下可能流量ということでは、整備が終わっておりますので、全体計画の流量ということになっております。

田中 補足します。現在どのレベルかということですがけれども、図 1 - 1 の現況整備レベルが、今整備をやっている事業と一致しているわけです。今 1 / 17 で河道整備をやっていますけれども、そのレベルが、このグラフで言いましたら、現況整備レベルということでございます。

松本委員長 基本方針レベルで、1 / 100 の規模で、基本高水ピーク流量と書いてありますね。これを我々は、真ん中をとったら 3,800、あるいは 4,800 というふうなところを対象として今検討しているわけです。それは甲武橋地点というのがみんなの頭の中にあるわけです。現況整備レベルというのは、ここで現況流下可能流量とありますから、それは 6 ページの表を見れば、甲武橋下流で、HWL で 3,860m³ / s となっていますね。だから、現況整備レベルというのは、3,860m³ / s で、1 / 17 というふうに読んでいいんですか、よくないんですかということを知っているわけです。

もう一つは、そうなってくると、今年の既往最大というのは、それより下になってきますよね。

田中 ここでは 3,860m³ / s と書いていますが、全体計画を策定したときには、同じ HWL で、ここであれば、2,500m³ / s という数値で考えております。

松本委員長 とすると、2,900m³ / s というのは、これより上にいくということで、さらにその上に整備計画レベルが設定されると見ていいんですか。それはこれからの検討ですか。

田中 整備計画レベルは、これからまた委員会の皆さん方のご意見を聞きながら決めていくということになります。

伊藤委員 素人の質問なんですけれども、先ほどご説明いただいた 3 ページの基本高水

ピーク流量等一覧表に、河道への配分流量 $3,700\text{m}^3 / \text{s}$ とありますね。 $4,800\text{m}^3 / \text{s}$ から、青野ダムと新ダムによって $1,100\text{m}^3 / \text{s}$ 減らして、 $3,700\text{m}^3 / \text{s}$ になっていますでしょう。これに対して、今の甲武橋の流下能力が、 $1 / 17$ で $2,500\text{m}^3 / \text{s}$ ですね。この $1,200\text{m}^3 / \text{s}$ については対策があったんですか。

渡邊 河川計画課の渡邊です。

$1,200\text{m}^3 / \text{s}$ というのは、 $3,700$ と $3,860$ との差を丸めて言っておられるわけですか。

伊藤委員 $2,500\text{m}^3 / \text{s}$ との差でしょう。流量配分だから。

松本委員長 だから、私が先ほど質問したことが解決していないんですよ。どういうことかという、6 ページの図 4 - 2 の台風 23 号時の表で言えば、現時点での現況流下能力は $3,860\text{m}^3 / \text{s}$ と書いてあるわけですね。この計画策定時、昭和 62 年の時点では $2,500$ だった。現時点で、二十何年たって、 $3,800\text{m}^3 / \text{s}$ までふえた。現在の工事実施基本計画は、基本高水は $3,700\text{m}^3 / \text{s}$ になっている。そうすると、それを上回る計画達成をしているというふうに読んでいいんですかと、こういうことなのです。

松本 甲武橋のところで、これまでは $2,500\text{m}^3 / \text{s}$ ということでの計画を進めてきておりましたけれども、前回の流域委員会でも課長の方からご説明しましたように、堤防が高い部分がございます。一連の区間として、そういう流下能力を確保するという工事をしてきたけれども、甲武橋のところは高いので、ハイウォーターとしては $3,860\text{m}^3 / \text{s}$ というような流量があると。ただ、5 ページの流下能力図を見ていただきますと、下流のところはおおむね整備を済ませておまして、 $2,600\text{m}^3 / \text{s}$ が流れるようなものできてきていると。要は、堤防が上流の方が高くなっているということでございます。河川としましては、通常は河床を上流から下流にある勾配で結んでいって、なおかつハイウォーターの線についても、河床との関係を見ながら、上流から下流に一遍引いていくという河道計画を縦断的にしますので、一部の区間がきちんと流下能力が流れるというようなことで、ある一連の区間の計画流量を定めるということになるわけでございます。

渡邊 1 ページの 1 . 2 のところで書いておりますけれども、今、甲武橋というのは計画基準点です。これは狭いから、ここで定めたとかいうことではなくて、ここで流量のいろんな資料があったり、この地点によって、下流に市街地を抱えておりますから、ここで評価する、守るという基準になる地点だということで、決めてあるだけです。

今 $3,860\text{m}^3 / \text{s}$ が流下能力としてあるというのは、対策を講じたから、あるということではなくて、川幅等の影響で評価すると、こういう数字になったと。必ずしもこれが武

庫川の流下能力をあらわしているものではないというふうに理解していただきたいと思います。

松本委員長 普通の人には多分わかりにくいと思うんですよ。2,500m³/sというのは、現行計画の策定時点で、甲武橋地点の流下能力が2,500m³/sだ。こういうことをおっしゃっているわけですね。それに対して、3,700m³/sまでの基本高水に対応できるというのが、現行工事実施基本計画の目標なんだというふうに当然読めるわけですよ。ところが、実際の現況流下能力図を見ると、甲武橋地点では3,860m³/sになっている。それはここの部分だけは少し対策を講じたからなっているという、基準点を変えなければいけないという話になりませんか。例えば、今4,800m³/sとか3,800m³/sと言っているのは、甲武橋地点でしょう。こことは違う数字ですか。

田中 非常に混乱していますけれども、もう1回申しますと、5ページの流下能力図を見ていただきたいんですが、赤い線が流下能力、その地点、地点の流れるであろう数値を上げています。破線でかいているのが全体計画、今やっている事業計画の目標とする流量、これだけの流量を流そうよということで、甲武橋のところを見ていただきますと、2,500m³/sというように上がっています。

これと赤との差が何かということなんですが、2,500m³/sを流す断面を我々としては目標として整備してきたんですが、川というのは、ヘビが卵をのんだような状況もあれば、急に狭くなっているところもあったり、深掘れしたところもありますし、きれいな定規の断面ででき上がっているものではなくて、その場所、場所で、断面が非常に変化してきています。そういった変化したものを表現したのが赤い線で、流下能力図というふうに書いていますが、我々は、黒い破線、これだけのものは最低確保しましょうということで、今まで整備してきているわけです。

そういった目でこの図面を見ていただきましたら、No15付近までは、ほぼ出来つつあるなというふうに見ていただけたらと思います。ただ、阪神電鉄橋梁から少し上流のNo3付近ですが、黒い破線を切っているところがあります。この部分はもうちょっと整備しないといけないなというような意味合いで見ていただいたら、わかりやすいと思います。

水というのは、上流から下流に流れますから、そこだけ広くても、下流で狭かったらあふれますので、そういった目でこの図面を見ていただきたいと思っています。

松本委員長 3km地点で、2,600m³/sを下回る、へこんでいる。整備計画というのは、下流からなのですが、その中でも、より弱いところから対応をとっていくということ

が基本だと私は思っています。にもかかわらず、甲武橋地点では 3,800m³ / s までいける対応がとれているのに、なぜ低いところ、あるいはすれすれのところが、これまで 20 年間手をつけられていないんですか。

田中 3のところは、下流からずっと整備しており、上の方まで整備が出来た段階で、土砂がかなり堆積してきている状況がございます。ここで言う流下能力図というのは、昨年の断面をもとにして計算した結果ですから、十分流れる断面で工事はしましたけれども、その間、経年変化で、河床の堆積が生じて、その結果、たまたまこのところの流下能力が不足しているような状況が見られるということで、今後そういった維持管理等を適切にやっていく、何とかしないとあかんという目標はあります。

松本委員長 ということは、もうちょっと前の時点での断面を見たら、黒よりも赤が沈んでいるということはないということですか。

田中 もちろん、そうです。

松本委員長 たまったのをほうったらかしているということですね。

田中 ほうったらかしというわけではないですけども、一連の区間をある程度投入して事業をやっていきますので、タイミングを見ながら浚渫等やっていきたいというふうに考えています。

伊藤委員 今のお話はわかりましたけれども、先ほどの 3,700 というのを流量配分の線で入れたら、甲武橋の 2,500 が 3,700 になるわけですね。

田中 基本方針の流量としては、3,700 の線が引かれるということですよ。

伊藤委員 当時の計画でいくと、河道だけで対応しようということですから、河床掘削と堤防を上げるだけで対応しようということですね。

田中 3,700 というのは、工事实施基本計画レベルの河道の分担流量で、河道で 3,700 m³ / s を流せるようにしようということですから、今のレベルからかなり上げないと、それは流れないといった状況です。

伊藤委員 それはわかるんだけど、今私どもがやっているのは……

田中 堤防拡幅は、工事实施基本計画では考えていません。これから基本方針を検討する際には、あらゆる面を考えていかなければいけませんけれども。

伊藤委員 これからこれは考えられるんですか。今私たちが検討しているのは、どのレベルで考えた方がいいのかというのがわからなくなってきた。

田中 今、2,500 で河道をつくっていますね。それから 3,700 するには、河道掘削で

対応しようとしています。

村岡委員 そういう話を聞きますと、赤い線を決めるのには、堆積状況というのが非常に大きな意味を持っていると理解しましたけれども、堆積状況に関してのデータはもちろんあるわけですね。そのデータは、この委員会でお示しになりましたか。

田中 計算に使った断面については、この場ではお示ししていません。

松本委員長 その辺は、河道の検討をする段階では当然出てくる話だと思いますけれども、そういう課題があるということです。

長峯委員 具体的な話からちょっと離れてしまうかもしれませんが、今議論になっている河川整備基本方針と河川整備計画の関係について、私の理解なりコメントをちょっとしたいと思います。

新しい河川法の条文を素直に読むと、基本方針と整備計画の2段階に分けた趣旨は、基本方針で目標値、ゴールを示して、整備計画の方で具体的な工程表を示すということなんだろうと思います。さらに、工事实施基本計画のレベルでいうと、新しいものは具体的に書いてあるかもしれませんが、古いときにつくったものは、目標と具体的な計画、実施計画というのがあいまいになっている。具体的な工程が示されていないということで、今回2段階にすることによって、明確にその関係をつけると。

したがって、基本方針と整備計画がリンクしている、連結しているということでもって、実際の目標を実現していくというふうに素直に読めば読めるんですが、実際にどういうふうにこの法律が解釈されて運用されているかというのを見ますと、どうもそうではないなという感じを持っております。

1つは、基本方針で、基本高水、計画規模を決めていくわけですがけれども、そのところで、国土交通省というか、土木の方の観点から言えば、公共事業の大枠をそこである程度確保なり、あるいは根拠づけをするということが可能になるわけです。大枠を根拠づけた中で、あとは整備計画レベルの目標をその都度決めていって、それを実現していくということで、使い分けということが実際には可能になっています。その2つの計画の中で、行政サイド、あるいは官僚サイドの裁量の余地をそこに残している、それを保証しているというのが、現在の2段階に分けた本音のところじゃないかなという感じを持っています。

ただ、時代の流れで、住民参画の手法を取り入れろ、あるいは環境のことを配慮しろということにはなってきていますけれども、いかんせん、住民参加の手法を取り入れろというのが整備計画段階からということで、結局、基本方針のところと整備計画は議論が乖離

してしまっているわけです。淀川流域委員会の議論なんかを見ていても、整備計画レベルで住民参加の手法を入れて、いろんな提言、意見が出てきますけれども、基本方針のところは、行政サイド、あるいは管理主体が決めているということで、そこで議論がかみ合わなくなってくるねじれ現象みたいなものを発生させているように感じています。そういう意味で、私は、この法律は基本的に欠陥を持っているんじゃないかと思っています。

先ほど整備計画の方は20年から30年ということで、技術基準に数字が具体的に出ているということでした。全国の一級河川を見ても、ほとんど30年というような形で整備計画をつくってあるわけですが、法律にはこれは具体的には書いていない。河川法というのは政令レベルです。技術基準というのは、法律ではなくて、通達レベルのものだと思います。したがって、それは法的な根拠はないんですが、一応国が出してきた通達なので、それに従って30年でやっているということのようです。

結局、基本方針というのはクエスチョンマークで、どこまで先を見たらいいかということは明確には書かれていない。両者はリンクしているはずのものだと私は思いますが、その2つの計画が乖離してしまっている。場合によっては、行政が現場で現実に見る方の計画が整備計画で、基本方針はとりあえず公共事業の大枠を保障しておくというような使い分けがなされて、両者の関係が非常にあいまいになっている。結局、そういう形で使われていくと、今いろんなところで問題が起きているような問題が起きてしまうんじゃないかというふうに感じているわけです。

取りとめのない話になってしまったかもしれませんが、法律自身に欠陥があるというのをこの流域委員会で議論するわけにはいきませんが、私自身の意見としては、基本方針が幾ら先のものだといっても、やはり夢のような目標を掲げるということは避けるべきではないか。整備計画の方が実際の計画であって、それも30年と言っているわけですが、30年というのも、行政計画の中では一番長いわけです。30年がたつ前に、法律はまた改正されるでしょうし、国土交通省も変わっているかもしれません。河川法の趣旨が、生命と財産を守るということを治水の一番上の目的に上げるのであれば、100年先とかいう話ではなくて、できるだけ早く実現できる計画であるべきだと、私自身は思っております。

この委員会でも、基本方針と整備計画を使い分けて、基本方針の方では、基本高水がある程度高くしておいて、整備計画の方で、現実的な数字を掲げればいいんじゃないかという使い分けはしてほしくない。そういうふうに言っても、最後は基本方針に出てくる数字が

全体を縛るわけです。先ほど議論になっていた県のやっている事業についても、工事実施基本計画の 4,800m³ / s が大枠としては生きています。昨年の台風のときにリバーサイド住宅等が大きな被害を受けましたが、私から見ると、対策は非常に中途半端なレベルでとどまっていると感じています。それも 4,800 が生きているから、抜本的な対策がとれないというふうに理解しております。もし反論があれば反論していただきたいんですが。

もう一つ、ちょっと思いついたのは、平成 9 年に工事実施基本計画が改正されて、河道への配分流量 3,700 は変わらないけれども、宝塚の地点、あるいは相生橋の地点の目標数字が若干下げられたということですが、これも間違っていたら訂正していただいてもいいんですが、私の理解だと、このころ、公共事業の見直しが入ってきた。公共事業に対する評価システムも導入され始めていますけれども、目標値をクリアできていないと、評価が入って、そこでいろいろ見直しをしなければならない。場合によっては、中止とか休止とかいうようなことが起きてくるということで、それが起きる前に、このときに、目標値をちょっと低目に現実的な数字に下げたのかなというふうに私は読んだんですけれども、これももし間違いがあったら訂正していただきたいと思います。

感想めいた話で申しわけないですけども、以上です。

法西委員 5 ページに表がありますけれども、武庫川の甲武橋だけを基準とするというよりも、そこに流れている流量、住民の生活に関連したことを我々住民がここで議論することが重要でありますので、そういう観点からしますと、阪神電鉄橋梁の 2,600m³ / s は、まだ流れるのには不十分と。それと同じように、住民の方からも、きょうの資料の 7 のところで、奥川和三郎さんから出ていますが、住民サイドで、怖いところは怖いところ、訂正せんならぬところは訂正せんならぬところ、治水で重点を置かんならぬところは置かんならぬところということで、具体的に問題となっていることを論議すべきだと思います。

そういうことでは困る、どうしても治水上無理なところ、例えば、阪神電鉄の橋梁がぐあいが悪い、なかなかうまくいかない、汐留の堰の廃止も具体化してほしいという要望がありますが、これが周知徹底されないということになれば、やっぱり超過洪水対策の問題にも触れなければならないし、行政サイドでハザードマップを早くつくって、これもつくるのには、やはり住民の意見が主体となってされなければならないというふうに思います。

松本委員長 今回の法西委員の意見は、これからどこにポイントを置いた計画を立ててい

くかというところで、また議論をしていただくことにして、長峯委員からのご意見に対して……。

松本 河川計画課の松本です。

先ほど長峯委員から、長期計画についての使い分け、そういう裁量の余地があるというふうなお話がありましたけれども、我々の解釈としては逆でございまして、長期計画というのは達成すべき目標として、100年というふうな話は言っていないわけでございます。例えば、大規模な災害が起こったときは、今順次やってきているようなペースでやるとしても、短期間で、大きな水準で、再度災害を防止するような対策をやっていくということであれば、やはり高い目標を設定しておかないといけない。もしそういう際に、きちんとした長期計画と短期計画との整合性がとれていなければ、例えば鉄道とか、公共交通機関とか、下水や上水などのライフラインとの調整がきちんとできずに、災害復旧がおくれてくるというようなところがあると思いますので、きちんとした長期計画を持っておくというふうな意味で、長期計画は位置づけられているというふうに考えております。

まあ、使い分けをしている場合もございますけれども、一方、以前にもお話ししましたが、神戸市内なんかの川では、基本方針のレベルと整備計画のレベルが同じようなレベルになっているという場合もあります。

リバーサイドにつきましては、中途半端な計画ではないかというお話でございましたけれども、リバーサイドの計画につきましても以前にご説明しておりますが、河川というのは、先ほどもありましたけれども、下流から上流に向けて順次整備していく。なおかつ、上下流のバランスを常に考えながらやっていく。上流で大きな改修をやって、例えば下流の堤防の区間のところに過大な負荷がかかって、堤防が切れるようなことがないか、我々は常に上下流のバランスを見ながら、どのレベルで災害復旧をやっていかなければいけないのか、もちろん、再度災害防止というような観点も含めて、その辺のところを考えた結果として、最適な計画ということで、リバーサイドの計画をご説明したつもりでございます。

松本委員長 時間的なこともありまして、このあたりは、具体的な対策の中身をどう考えていくか、あるいは甲武橋地点といいながら、5ページの流下能力のところを見ると、問題点があるところはどこなのかは歴然としていまして、そうしたことをどのように対策に反映させていくのか、その辺はこれからの具体的な議論の中で議論していかなければ無理だという感じもしますので、基本方針と整備計画に関しては、きょうのところはこのあ

たりでおきたいと思います。

1つだけ、先ほど長峯委員から指摘されたことに関連して言えば、法律上は住民参加でやるのは整備計画だ。しかし、当委員会は、基本方針の策定もあわせて諮問をされています。そういう意味では、基本方針と整備計画をセットで討議して提言していくということです。基本方針を決めるのを委員会で議論してはいけないという法律は全くないわけですから、県はそれもこの委員会に諮問したということを経験評価して、それをリンクさせて議論をしていくという方針でこれまで臨んできたと思いますし、今後ともそういう形で取り組んでいくことになろうかと思しますので、よろしく申し上げます。この議題については、これでおかせていただきます。

3つ目の議題であります。これまでの議題は、議事フローBの治水対策にかかわる議論でございました。あと、治水対策に直接絡まないけれども、利水、環境、あるいはその他の川の環境整備、川づくりにかかわる問題が、協議項目のC並びにD項目にございます。これに関して、農地・森林のワーキンググループから提起されたものは、総合治水のワーキングチームのところにドッキングをさせております。まちづくりと環境のワーキンググループから提起されたものは、治水に絡むものは、総合治水のワーキングチームにドッキングをさせて、治水に直接絡まないものに関しては、ワーキンググループで本格的にその対応策を取りまとめていくという形で議論を進めていただいております。

きょうは、2つのワーキンググループから、それぞれの課題のC、Dにかかわるものをどのように整理して、これからどのように取り組んでいくかということに絞って、ご報告とご提言をお願いしたいと思います。

まず、環境のワーキンググループ主査の村岡委員からお願いいたします。

村岡委員 それでは、時間をいただきまして、説明させていただきます。資料は、6 - 1、2、3、4を準備していただいております。

今、委員長が言われましたように、総合治水の中で環境問題とどこに接点があるかという一つの接点として、下水と治水という接点があると思います。下水が大事であるという話は、これまでもリバーミーティングの席なんかで何回か聞いておりますので、そういった点を踏まえて、私の方から意見を述べさせていただきます。

まず、資料6 - 1というのは、二、三回前の運営委員会のときに、委員長の指示で、まちづくりも含めて環境ワーキングの中で、総合治水に関係するような課題に関する資料を、事務局に要求する資料がどういうものであるかまとめなさいということ、それから総合治

水だけではなくて、環境ワーキングの中で独自に考える問題として、それに絡む資料の要求も整理しなさいということで、整理させていただいたものです。これはかなりラフに何人かの委員の意見からまとめたものですので、いずれもう少し再整理した形で、どういう資料を要求したいということ整理すべきであると考えております。

したがって、これに関しては余り述べないことにいたしますけれども、前々回の総合治水ワーキングチームの会議で、そのとき、私は欠席しましたけれども、この表に関する意見を何人かの委員からいただいておりまして、その報告を浅見委員から受けまして、私がまとめたのが資料6-2でございます。

これも事務的にご理解いただけることが多いわけですが、特に重要かと思うものを二つ、三つ説明いたしますと、(2)で、私のまとめた表の中に利水が入っているけれども、利水は環境ワーキンググループで扱うのかという長峯委員のご意見でした。これに関しましては、本来利水ワーキンググループというのがあると思いますが、環境ワーキングの方でも、利水を専門とするワーキングではないにしろ、内容によっては当然利水を視野に入れた検討をすることがあるというふうに私は理解しております。

(4)の内水氾濫と下水道のところで、その実態を調べてほしい、実態を調べた調査資料があれば欲しいということを書きましたところ、奥西委員から、それは基本高水を想定しているのかというご質問があったみたいです。理想的にはそうでしょうけれども、基本高水に関して、どれくらい下水の氾濫があるかということについては、シミュレーションをやるにしてもかなり難しいので、現時点ではちょっと無理だと。ただ、私が知りたいのは、その前にすべきことは、どの程度の下水の氾濫があったのかということの調査であるというふうに理解しております。

下水の氾濫というのは、先ほど来話があるような堤防が破れて氾濫するという話ではありません。全く堤防の破堤とは無関係に、その地域に雨が降って、下水道に入り切れなくてあふれるということですから、これを内水氾濫という言葉を使っていいのかどうか。よく報道では浸水という言葉を使いますが、その辺は問題があるにせよ、今はそういうことでお許しいただきたいと思っております。

下水道と治水に関して、その意義は、資料6-3に書かせていただいております。言うまでもありませんけれども、最近の下水道のイメージとしては、汚れた水を処理して、きれいにして出すということですが、これはあくまでも晴天時の下水道の役目でありまして、合流式下水道におきましては、雨が降ったら雨も一緒に入ってくるということで、雨の降

り方によっては、ある程度までは下水道で処理できるし、そしてある程度までは下水に入るけれども、水質的に処理できないで流すケースもある。さらに、その限度を超えると、下水道に入り切れないで、一時的に浸水を起こすケースがあるということです。

本来、下水道というのは、全国的なレベルでの設計は5年から10年ぐらいの確率でやっていますので、現在、武庫川流域にある下水道、浄化センターと言われるようなものの設計が何分の1になっているのか、私もよく調べておりませんが、とにかくそういった状況から、現に雨が降ると、下水道に受け入れられずに浸水するという場所がある。これはやはり都市部に多いわけですが、そういったものをいかに防御していくかということも、我々委員会の役目ではないかと思えます。

そこで、そういったことを実態として把握するには、その場所場所、地域地域による水収支をとってみてはどうかというのが私の意見でありまして、一つの事例としまして、尼崎市に関して年間の水収支をとったのが資料6-4の図でございます。これをどういうふうにして計算したかということは、その後続く説明の中に書いておりますけれども、細かい話は別にして、こういった水収支をとるといというのは、本来どれだけ水をもらって、使って、出すかという実態の水量でまとめないと余り意味がないというふうに思います。

しかし、私が調べました尼崎市のホームページ、あるいはこの委員会でも出されました武庫川の現状の素案とか、ああいったところに書いてある水量の状態は、多くは計画量であったり、許可水量であったり、あるいは能力上の水量、下水処理なら下水処理の能力をあらわす水量であったりしまして、この年にどれぐらいの水量が町の人に使われて、どれだけ水量が出ていったのか、正確にはわからないというのが正直なところです。この図で見ますと、例えば農水なんかは、水利権としては武庫川から取っておりますけれども、多分地下水からも取っているだろう、それがわからないということなどがあるわけです。

この水収支図の大きな特徴は幾つかあるんですけども、まず降水 - - 雨は、年間1,407mm入ってくる。これを水量に直しますと、年間7,001万m³という値になります。この雨量と同じぐらいの上水を猪名川と淀川から、はっきり言いますと淀川がほとんどですが、雨の量に直すと1,362mm分取っている。これでいくと、実は地元の武庫川からは一滴も上水として取水していないということが統計上出てくるわけです。そういったことで、尼崎にはよその水がうろうろと流れているんだなという実感がまず出てきます。

もう1つ大事なことは、降水があったら、それがどれだけ下水へ行くかということです。このところが下水による内水氾濫のポイントなんですけれども、これがまたよくわから

ない。降水量があって、蒸発散量がある。この蒸発散量はもちろん調べられておりませんので、ある種の推定をやらないといけない。また、降った雨がどれぐらいの流出率を持っているかということも正確にはわからないということなどがあって、地下に浸透する量もある種の推定でこんな値になっておりますが、それを除くと、表流水という形で出てきます。

この表流水のうち、直接排水とポンプ場あるいは下水処理場へ行く量がありますけれども、これは分流式か合流式かによって違うということなどがあります。しかも、この表流水から下水に行く水量が年間 3,006 万 m³ あるという勘定になるんですが、これが全部スムーズに下水道へ入っていったのかということ、そこのところがよくわからない。一時的にあふれるということもあったのではないか。その実態を調べて、被害があったとするならば、その被害を避ける対策を講じないといけないのではないか。そういう意味で、私は、下水道氾濫といえますか、浸水があったときの記録がどうなっているのかというのを知りたいと思うわけです。これは決して各下水処理場が調べていないわけではないんですが、なかなか表に出てこない値なんですね。

先ほど地下水について不明量が多いと言いましたけれども、その後の説明の5ページのところに載っているんですが、ちょっと調べていただきましたら、尼崎市には工業用水が、許可されている分だと思っておりますが、この程度ある。これは微々たるものだと思います。それ以外に、ご承知の方もあると思っておりますが、最近大深度から温泉利用目的で揚水する量がありまして、16、15、14年度と。私の書き方が悪かったのか、まるでこれが実態のように書いてありますが、ここに出ているのは許可水量です。これはあくまでも許可水量で、現実にこのうちから幾ら使っているかということについては、調べても、多分わからないだろう。また、この水が使った後どこへ行くのかということも、現時点では私は知りません。そういったことなどがあります。

尼崎市だけじゃなくて、伊丹市とか西宮市、宝塚市、今のところ行政単位で調べる以外にありませんので、そういったところで水収支をとってみると、どこに疑問点があるか、果たして水環境として、あるいは水循環として健全な状態になっているのかどうかという診断ができると思っております。上流の方でもごく限られた市街地には下水による氾濫もあると思っておりますけれども、何といたっても臨海地方に位置する低平地の多い都市域では、下水との関連を十分調べていかないといけない、片手落ちになるというふうなことを感じまして、下水と治水の関係として、そしてまた準備していただきたい資料について説明をさ

せていただいたわけです。

以上でございます。

松本委員長 以上の課題を出されましたが、2つに分かれています。資料6-1の具体的な課題、それに関する資料、それから後半の下水道と治水、水収支の関係ということですが、何かご質問ございますでしょうか - -。

今後、具体的にどのような資料をどういう目的で収集し、それを最終的な提言をまとめるときにどのように集約していくかということについては、環境のワーキンググループでこれから詰めていただき、その結果、問題提起される形でアウトプットとして、改めて本委員会に提案されるという段取りになる予定でございます。

では、特に今の段階でご質問がなければ、引き続きまちづくりのワーキンググループからの報告をお願いいたします。きょうは田村委員がご欠席のため、佐々木委員からご報告いただきます。

佐々木委員 本日、田村委員がご欠席ということで、私、佐々木が説明の代行をさせていただきます。これまでまちづくりワーキングでは、環境とはちょっと進度が違いまして、独自の会合を4回ほど進めてまいりまして、今後は公認の会議ということで、前回、第1回のワーキング会議が行われまして、今回はそのご報告でございます。

お手元の資料は5-1と2です。これは田村委員にまとめていただいたんですけども、資料1が、これまで4回にわたって出てきたことのまとめと報告、第1回のワーキングでの報告と議論にかけたものでございます。これまでの経緯というところから読ませさせていただきます。

まちづくりワーキングは、これまで4回の会議を行い、流域委員会で決定した議事フローB及びC、Dに該当する項目の中で特に検討を要する項目と将来の武庫川づくりに必要と考えられる足だし項目について協議と作業を行ってきた。委員の役割分担と現在の状況は、以下、表の左のとおりである。

今後の検討内容とスケジュール、今後流域委員会の検討時間が迫る中で、委員会の議論と並行して以下に例示する多くの検討が早急に必要となっている。例えば、流域の現状に対する評価、流域の将来フレーム（人口、市街化動向、土地利用等）、総合治水の中でまちづくり部会として検討すべき項目と内容の深化、川づくりとまちづくりの連携による魅力あふれる流域づくり、上流と中、下流の連携策、アンケート調査の集計分析等多くの課題がある。また、これらをどのように消化し、基本方針と整備計画に生かすのか、今回消化

はできないが、今後何らかの形で継続するのか等についても協議する必要があるというのが、田村委員からのコメントです。

その下に、現状と今後についての課題表ということで、これまでの検討項目の概要、現状、課題、今後の検討及び作業方針、スケジュール等についてまとめられています。資料 2 の方にもこの続きをまとめてありますので、資料 2 であわせて説明させていただきます。

2 のところで、協議の結果の要点をまとめております。

に関する協議、計画策定の原点である将来の人口、土地利用フレーム等については、総合計画、都市計画 M P - - マスタープランの略です - - 等では、せいぜい 10 年程度の予測しかされていない。また、全国的な少子高齢社会の進展、流域上流部、都市人口の増加率の低下等、社会経済の大きな転換期と言える。そのため 20~30 年、ましてや 50 年以上将来の予測は不可能であり、河川整備計画において「地域の将来像」に記載する内容は留意を要するということが、今は高齢化が進行し、人口が減っていくという転換期ですので、各担当課で都市計画のヒアリングを行いましても、担当者個人の意見しか聴取できないのではないかと、ヒアリングをあえて行うのはやめておきましょうということになっております。

下の表の協議内容の提示というところに、武庫川の位置づけと役割に関する資料の読み込みと分析・評価、現況の課題等ということで、状況と課題はどういうものがあるかといいますと、先ほど読んだ内容とほぼ同じですけれども、各市の総合計画、都市計画マスタープラン、阪神間都市計画等の将来予測の期間はせいぜい 10 年である。また、近年少子高齢化が進行し、都市部においても人口減少が予想される。このように、流域の人口や土地利用フレームの超長期、長期的見通しは不可能な状況であると判断し、河川基本整備方針や整備計画の中で流域の将来像等項目についての記載内容は十分に吟味される必要があるということです。

ヒアリングは行わないんですけれども、これを基本方針、整備計画の中でどういうふうに消化していくかということで、そのあたりは 2 つほど右にございます。現在は、社会経済動向、変化が激しく、長期の予測は不可能である。したがって、基本方針、整備計画は変動要因が大きな場合、スムーズにローリングしていく必要がある。こういった内容、あるいは趣旨を基本方針、整備計画の中で記載してもらおうということで、とりあえず現時点では消化しておこうということです。

に関する協議ということで、これらの項目については、主として総合治水ワーキングチームで検討、協議する。超過洪水対策等、必要に応じ適宜まちづくりワーキングで検討することもある。ここの部分といいますのは、初めの方で委員長もお話ししておりましたけれども、総合治水ワーキングチームの方でほとんど消化していく部分ですが、まちづくりとしては、きょうも提示がございましたように、状況、課題のところ、公共公益施設用地、学校、公園、民間グラウンド、駐車場等の雨水一時貯留化等の資料やアイデアの提供をさせていただくということで考えております。

少し戻りまして、協議内容は、武庫川総合治水の中で、1番が土地利用規制等市街化区域の流出抑制策、2番が一時貯留施設整備、3番が建築、都市整備面からの超過洪水対策。3番といいますのは、次の武庫川と周辺地域の魅力づくり、特色と個性ある川づくりに向けた取り組みとか、都市やまちと武庫川の中継交流拠点、情報拠点、文化拠点としての仮称「川の駅」の提案と構想づくりといった部分とリンクしてくるというふうなことで、河川防災ステーションを初め、防災拠点としてのいろんな事例や取り組み、今後武庫川への提案を含めて、まちづくりの方からいろんな事例等を提案していくということで考えております。

余り時間がございませんので、少し飛ばしていきますけれども、の総合治水の中では、検討方向ということで、基本的に総合治水ワーキングチームの中で検討、協議、提案を行っていく。下水道による貯留、合流改善等の検討も要すということで、このあたりは、先ほど環境の方で下水道にいろいろ触れていただいておりますので、まちづくりのところでも出ておりますけれども、連携を図った上で一緒にやっていくということで考えております。

3については、地区計画での検討等対応方策案を検討する。以上の検討にあたり、必要に応じ関係機関のヒアリングを行うということで、冒頭で、ほかの部署は本当にやる気があるのかみたいなお話も出ておりましたけれども、このあたりでその辺を發揮していただく。都市計画の専門用語になってきますけれども、都市計画で法的に規制されていない部分を、地区計画というものを使って小さな範囲から実現していこうということで、川への縛りもこのあたりでは設定していく可能性があるのではないかということで、地区計画という言葉が出ております。

基本方針、整備計画に生かすということで、Bというのは、フローBのことですけれども、流域の開発抑制等としては、都市政策と一体となった総合治水対策について検討、提

案する。必要に応じて関係機関にヒアリングする。これは総合治水ワーキングチームでも決まったことです。

フロー B の超過洪水への理解と認識を深める。ハザードマップとリンクした超過洪水対策案の検討と提案ということで、この辺は対策のソフトの部分として非常に重要な部分でもありますし、今後着目されていく部分になるかと思えます。この部分は、先ほども申しましたように、下の と上中下流の連携とか、ソフトの住民とのかかわりも含めまして、そのもとになる重要な部分として把握していきたいということです。

それから、武庫川カルテの作成です。都市計画とか港湾、河川などの景観マニュアルなどを作成するのに、経験的に非常にわかりやすい手法なんですけれども、田村委員からの提案でこれを作成しようということです。現在、上流の篠山から河口まで 36 分割になっておりますが、A 3 の 1 枚でマップを作成して、それに対するカルテとして、河川の状況とか、歴史的な文化資源とか、周辺の土地利用、森林、農地の状況、災害履歴を含めて、空間環境、景観、水環境、生物環境といった観点から分析したものを、まちづくりからの一つの結果として出そうではないかということで、労力を駆使して、今作成しているところでございます。

今出ましたのが、カルテの分析に当たる部分です。これに対応する武庫川を中心にした地図がございまして、その地図に武庫川にまつわるいろんなことが落とされているんです。行政関係から出てくる軸とか緑地とか、いろんなものがございましてけれども、そういったものを収集しまして、1 枚のマップの中に情報として落として、その詳細を分析しております。地図の方は出ないみたいなので、またごらんになりたい方は、後で事務局の方で聞いてください。

このカルテを武庫川の手引書として別途編さんしていくことも、まちづくりとしては考えております。このカルテは、今後武庫川流域委員会の後に、武庫川流域会議みたいなものの結成に向けたツールとして活用することも視野に入れて考えていけるのではないかとということで、作成しております。

今申しました会議の結成といいますのは、基本方針、整備計画が公的な川づくりの基盤としましたら、このもう 1 つ後に、上流中流下流の連携策のところ、住民の手でつくる川づくりみたいなものが出てきますけれども、多様な活動組織、活動概要の整理ということで、現在、伊藤委員を中心に、武庫川にまつわるいろんな活動をしている任意団体とか組織にはどういったものがあるのか、整理しておりますが、そういった組織の連携づくり

をしていくということで、リバーミーティング等も進められております。そういったものと基本方針、整備計画案等公共サイドの川の基盤づくりの中間地点に当たるような部分として、武庫川流域会議みたいなものの結成の可能性があるのではないかと、田村委員と個人的にお話ししていたんですが、そういうことが考えられると思います。

最後に、その他ということで、アンケート調査は、今後環境ワーキングの方と調整して、協力してまとめていくということです。現在、約 40 件少々アンケートが集まっておりますが、これを B、C、D 項目の中に生かせる提案として取り上げるということで、基本方針、整備計画の中に盛り込んでいくことを目的に、環境ワーキングと協力して、整理の方を進めていきたいと思っております。アンケートの取りまとめにつきましては、リバーミーティング等でも概要の報告をする方向で検討しようということでお話しております。

今出ていますのが、先ほど言っておりました地図とカルテの分析の 2 枚セットの 1 枚目になる分です。これは宝塚駅周辺ですが、公共施設とか、アメニティー軸とか、川にまつわるいろんな軸が記載されております。こういったものを分析して、今後地域の住民の手による川づくりにも生かしていけるのではないかとということで、手引書のカルテとして別途編さんしていったらどうかということで進めております。

以上が第 1 回まちづくりワーキングの会議の報告でございます。

松本委員長 まちづくりの方も多岐にわたる検討課題が上がっております。

ワーキンググループの会議を開いた段階で、これからの具体的な検討方針が今ご説明があったような形でまとまっております。1 点だけ、今佐々木委員からご報告のありました流域の地域連携に関しまして、ちょっと補足しておきたいと思っております。

前回の運営委員会報告の中でも、流域委員会から流域連携について積極的な推進体制づくりを働きかけるというご報告をさせていただきましたが、9 月 24 日のリバーミーティングでも呼びかけさせていただきました。要するに、この流域委員会が武庫川づくりについての基本方針と整備計画の策定、並びに今後のあり方の提言をまとめて、そのまま解散する、あるいは新たなものができるか、それはわかりませんが、いわば方針と計画の取りまとめで武庫川づくりが終わるわけではなくて、スタートになるわけです。これから具体的に残る課題を検証、検討したり、あるいは具体的な計画に基づいて実行していくに際して、流域の参加と連携をどうしていくか、あるいは行政との協働をどうしていくかということについて、たくさんの課題がこれまでの議論で出てきております。そのための組織として、2 つの種類の連携が要るであろうというふうに、運営委員会では議論しております。

1つは、今ご説明がありましたように、流域の多様な市民活動、川に関心を持っている住民団体等が自主的に連携をして、流域住民会議のような組織づくりを行っていく。住民同士の連携、地域の諸団体の連携を通じて、さらに行政とも連携、協働していくというふうなステップが必要ではないかということでもあります。1つのヒントとしては、兵庫県の千種川で、清流づくり委員会というものが発足して、既に4年ぐらいの活動をしておりますが、そうした活動の仕方も参考になるのではないかと考えます。

もう1つの連携づくりは、行政の第三者機関として、ポスト流域委員会のような機関が要るのか要らないのか、この辺はこれからの議論の課題であります。行政ベースとして、流域の多様な住民、また専門家、あるいは流域の自治体と連携していく機関が必要ではないかという議論も出ております。

これを具体的な提言としてどのようにまとめるかは、これからの議論にまたねばりませんが、そうした2つの種類の連携組織づくりを念頭に置いて、今後、まちづくりのワーキンググループ、あるいは運営委員会等で議論を重ねた上で、改めて本委員会に提案をし、ご審議をいただくということになっていくのではないかと考えております。

あわせて、住民レベルでの流域連携は、委員会のメンバーもたくさんかわる方がいらっしやいますが、自主的に流域の方々が任意の組織を発足させていくというふうな動きが起きていくことを願っており、各委員も個別にそのような働きかけをしていこうという意見が出ております。

以上、流域連携に関する補足とさせていただきます。

これまでのところで、ワーキンググループの課題、取り組み方針について、何かご意見、ご質問がございましたら、お受けいたします。

奥西委員 流域の開発抑制という項目について教えていただきたいんですけども、一度言ったことがあります。世界的な治水を考えるという範囲では、これが非常に重要であるということが言われております。しかし、武庫川については、基本高水を決める計算の中で、県の方では、現時点で市街化区域とされているものがすべて開発されると仮定して計算したと。それに対してどれぐらい面積が変わるのかという質問をしたときに、ちょっと数字は覚えていませんが、現状と大きな変化はないということで、その限りでは特に開発抑制をしなくてもいいというムードを私自身は持ったわけですが、一方では、宝塚市で、現在の市街地が、2倍とまでは言わないけれども、何割か拡大するような計画をお持ちであると。そうすると、考え方をころっと変えないといけないというので、私自身は非

常に戸惑っているわけです。

その辺について、ワーキンググループ、あるいは河川計画課、あるいは当事者の宝塚市の方で、資料というか、今すぐ資料を出せという意味ではないんですが、何か情報をお持ちでしたら、お教えいただきたい。

松本委員長 きょうの段階では、そういう開発計画、並びに開発抑制策等についての資料を収集し、提示を受けて、そのあたりを議論する必要があるというご提起ということで、今後のまちづくりのワーキング、ないしはワーキングチームでの具体的検討課題として上がっていますので、中身の話については、そちらでやった上ということにさせていただいて、よろしいですか。

伊藤委員 宝塚市ですから申し上げますけれども、今、奥西委員が言われたのは、宝塚市新都市開発のことだと思えますが、現状では市街化調整区域になっておりますので、今回のあれには入っていないと思います。しかし、計画そのものは、まだ消えたわけではないという状態です。私どもの提言には入るだろうと思いますし、入れていこうと思っていますので、ご報告します。

松本委員長 具体的な資料等については、関係自治体並びに県の方で用意をお願いいたします。

ほかにご質問、ご意見はございますか。

佐々木委員 今の新都市開発のことも含めて、名塩の方でもそうなんですけれども、はっきりとした数値というのは、いろんな問題が山積みになっておりまして、近々のうちに出るとするのは難しいと思います。今まで長い期間かけてきたもので、いろいろな問題を抱えてきております。そういう中では、逆線引きといった、これからの人口減少に対するいろんな問題もございます。そのあたりは、まちづくりの方では、総合的には自分たちの考えとしては想像はつくが、数値として示すということは非常に難しいのではないかとということでお話をしております。

まちづくりワーキングの方で、その話題は出てまいりますので、そのときにまた報告させていただきます。

松本委員長 よろしく申し上げます。

特にご質問、ご意見がなければ、時間の関係もあって、きょうのそういう報告、あるいは方針について、その線でさらに進めていただくことを了承したということで、よろしゅうございますか - -。

ありがとうございました。では、本日の議事については、おおむね終了いたしました。きょうの配付資料の中で、資料 7 で、住民の方お二人から 2 件の意見書とか提案をいただいております。これに関しましては、いずれも今後の具体的な総合治水対策のワーキングチームの中で、流域並びに河道対策、あるいはソフト対策等、これから具体的に議論をしていくこととオーバーラップしたご提言でありますので、そちらでこれを参考にして対応するというようにさせていただきたいと思っております。丸尾さんからの意見に関しまして、総合治水の対策等を詰めていく過程で、改めて基本高水の設定について、最終的な詰めを行う段階で、議論として反映させていくということで、本日のところはご了解いただきたいと思っております。

最後に、今後の新たな日程の追加について、事務局からご提案を願います。

黒田 今後の流域委員会の日程ですが、次回、第 27 回は、10 月 24 日、月曜日、13 時 30 分から、宝塚市のアピアホールで開催します。これまで 29 回、11 月 24 日までの確認をいただいておりますが、本日は第 30 回の流域委員会の開催日について確認をお願いしたいと思っております。

事前に各委員にご都合を確認した結果、都合がよいということで多かったのが、12 月 5 日、月曜日、13 時 30 分からということでございました。事務局からはこの日を提案させていただきたいと思っておりますので、ご確認をよろしく申し上げます。

松本委員長 12 月 5 日、第 30 回の委員会を追加するというので、特にご意見ございませんか - - 。

では、このように決定させていただきます。

これで本日の議事はすべて終了しました。長時間にわたる傍聴、ありがとうございました。傍聴者の方々からご意見を承りたいと思っております。

丸尾 尼崎の丸尾です。

先ほど委員長の方で、私の意見書について言及していただきました。いずれ総合治水の対策をいろいろ練っていく中で、基本高水というのは必ず出てくる問題だろうと思っておりますので、そのときの参考にさせていただけたらいいんですが、きょうの資料の参考資料 1 というのが、私の意見と関連したことなんだろうなというぐあいに見せていただいております。そのことをちょっとチェックしておいていただけたらいいと思っております。

いずれにしても、雨量から出発して、100 年に 1 回の流量というのを出すことはできない。これははっきりとしていることなんです。100 年に 1 度の洪水という感覚は、言葉の

内容が非常にあいまいであるということをご確認の上で、基本高水の決定を考えてもらいたいと思います。

それと、きょうの議論の中で一番のポイントは、最初のところで長峯さんから発言があった行政側の総合治水に対する対応が一体どうなっているのかということで、その後、ほかの委員の方からも次々とそのことに対する質問が出ました。行政側の対応として、きょう具体的に出されて、委員長がまとめていただいんですが、文書でもって、その対応、経過、内容を示してくれということで、次にはそれが出てくるとは思いますが、これまで私たちが行政側とずっとつき合いをさせていただいている中で、ダム問題が出ました。そのことの話し合いの中で、行政は総合治水に対してどう対応しているのかということは何度も繰り返して尋ねてきました。庁内の検討会については、前の河川計画の課長さんのときに一度報告があっただけです。いま1つの各自治体との技術連絡会についても、その内容について問いただしましたところ、ほとんど中身のあるものは出てきませんでした。それがこれまでの経過です。

今回、この機会をとらえて、一体行政側がそのことについてどのように対応しているのか、詳しい内容、できたらそれぞれの議事録などもつけ加えて、明確にしてもらいたい。多分非常に乏しい内容でしかないのではないかと私は予測をしています。これからの総合治水対策については、行政側も、横断的な組織を構えて取り組んでもらわないことには成り立つ話ではありません。もしもこれまでのような状況がありましたら、それは改めていただいて、総合治水がしっかり進められるような体制に変えていってほしいというのが私の希望です。どうぞよろしくお願いいたします。

楠本 リバーサイドの楠本です。

久しぶりに当委員会に参加させてもらったんですが、実際にあたりリバーサイドにおける問題を、書面にも書いてありますので、読みながら、ここで説明をしていきたいと思えます。

9月5日、木之元会館にて、かさ上げ対象者への説明会、西村室長の発言は、河川法に違反し、かつまた、公権力による住民いじめをしている。これはどういうことかといいますが、西村室長は、かさ上げに対する、俗に言う応じない人、3名か4名かおられるようですが、その人たちへの家屋の調査に同意せよ、大勢おられる中で、こういう発言が何回も繰り返される。そして、窓口である自治会の一本化、何度もこういうような発言で、少数意見の者を無視して、自治会役員と県は、よく言われる言葉なんですが、癒着をし、談

合していると。自治会の役員とですよ。

巨額の税金費用を投じて、一部移転、かさ上げをする必要性はどこにあるのか、安全度の保障はない。住民の命、財産を守るために、ぜひともリバーサイドの全戸移転を速やかに求めたい。これは私、何回もこの場で言ってきております。

3番目に、県当局がこれほどにこの問題を推し進めるのはなぜなのか。具体的に言いますと、45戸の買い上げ、あと40戸足らずのかさ上げと、二分して県が強行しようということに、私自身大きな疑問をここで投げかけておきます。

当委員会においても、いろいろな意見を聞いております。やはりああいう地形での、これも何回も言いますが、人間が住めない、人間が住めないというのは、川の中だということ、これも私だけではありませんけれども、かさ上げを1.7mしても、去年の水害、あと数日で1年になりますけれども - - にも耐えられないというのがはっきりしております。ここで再度言いますが、去年の23号台風で、名塩川の合流地点では10m以上の波が発生していた。これは報道機関の人、または県会、市会等々の人たちが写真を撮っておられるようなので、できれば公表していただきたい。

以上です。

蔵治 愛知県瀬戸市というところから参りました蔵治光一郎と申します。

なぜ私がここにいるかといえますと、10月17日に行われる森林の保水機能(緑のダム)の勉強会で、講師を務めさせていただくものでございます。皆さんがここでどういう議論をしているかということをおあらかじめ見させていただいた上で、きちんと講師を務めない責任を果たせないとお思いましたので、きょうは傍聴させていただきました。

この武庫川委員会は、全国的に見ても、非常に先進的な議論を精力的にされていて、本当に学ぶところが多い委員会だと思っております。ぜひここで武庫川モデルを確立されて、全国発信していただきたいというふうに思っているものです。きょうの議論を伺っていて、1つだけ提案させていただきたいと思うことがあります。

それは、県の方の体制の問題です。私、全国の川の流域の総合治水といったことを研究しておりますけれども、例えば、一番進んでいると言われている一級河川の東京の鶴見川においても、やはりかなりの時間をかけて住民参加で合意形成をして、マスタープランをつくってきたにもかかわらず、最終的に総合治水がなかなかうまくいかないのは、県、あるいは国、あるいは市町村の体制がそれについていけないということにあると、私は、いろんな方にインタビューしまして理解しております。

先ほどの議論を伺っていますと、この武庫川でも、このままでは同じような状況が起きてしまうのではないかという危惧を非常に持ちまして、1つ提案させていただければと思います。例えば、条例を策定するというような考えはありませんでしょうか。武庫川条例でもいいですし、武庫川総合治水条例でもいいと思うんですけども、何らかの条例を制定し、その中に県の体制がこういうものだということをおある程度明記してもらおう。そういうような提案を委員会の方からされて、場合によっては委員会の方で条例の案なりを起草していただければ、県としても、その条例ができた以上、それが県議会を通った以上、それに従った行政をしなければならぬということが明確化されるのではないかと思いますので、傍聴者の意見として理解していただければと思います。

以上です。

松本委員長 貴重なご提言ありがとうございます。

ほかにございますか - -。特になければ、お三人の方からいただきました件、これからの審議に反映させていくという意味合いでは、いろいろなヒントをいただきました。審議の中で検討していきたいと思います。

本日の議事はこれで終了いたします。最後に本日の議事骨子を確認して終わりたいと思います。

植田 議事骨子を読み上げます。

平成 17 年 10 月 7 日

第 26 回 武庫川流域委員会 議事骨子

1 議事録及び議事骨子の確認

松本委員長と岡委員が、議事録及び議事骨子の確認を行う。

2 運営委員会の報告

9月22日開催の第33回運営委員会の協議状況について、松本委員長から報告があった。

3 総合治水の検討

(1) ワーキングチーム会議の報告

松本主査(委員長)から、総合治水ワーキングチーム会議の協議状況(第1回~第6回)について、報告があった。また、今後、協議を進めるにあたって共通認識しておくべき課題等(下記1~7)について、説明があった。

総合治水対策の枠組み(取り組み体制)の確認

総合治水対策の対象範囲の明確化

対策の効果の検証方法

効果が数値化できない対策の取扱い

基本方針ベースの対策と、整備計画ベースの対策の区分

先行事例を武庫川で活かす方法

関係部局等からのヒアリング

なお、河川管理者は、「庁内検討会」及び関係自治体との「技術連絡会」の開催経過、内容がわかる資料を、次回流域委員会に提出する。その上で、総合治水対策の推進体制等について再度協議する。

(2) 河川整備計画の枠組み等

河川管理者から、「河川整備基本方針と河川整備計画の再整理」について説明があった。

4 その他

(1) ワーキンググループ

環境ワーキンググループ(村岡主査)及びまちづくりワーキンググループ(佐々木主査代理)から、協議項目C、Dの進め方等について報告があった。

(2) 今後の委員会開催日程

- ・第 27 回委員会は、平成 17 年 10 月 24 日(月)13:30 から、アピアホールで開催する。
- ・第 30 回委員会は、平成 17 年 12 月 5 日(月)13:30 から開催する。

以上です。

松本委員長 以上ですが、何かご意見ございますか。

奥西委員 松本委員長の報告の ですが、私のメモには、関係機関の協力というように書いていますが、私の間違いかもしれません。もちろん、協力というのは双務的なものです。

松本委員長 「関係部局、関係機関の協力、並びにヒアリング、調査検討の依頼」というふうに言いました。

佐々木委員 一番下のワーキンググループのところで、「協議項目C、Dの進め方等について報告があった」とあるんですが、まちづくりの方では、Bのところからお話をしております。

松本委員長 環境もBが入っていましたから、「B、C、D」としましょう。

あと、ございますか - - 。なければ、これにて確認をさせていただきます。

時間を 20 分ほどオーバーしましたが、これで本日の会議を終了いたします。ありがとう

ございました。